

als and might even lay themselves open to liability if they sought to do so. Also, there are certain types of private claims by Allied nationals which we would assume the Japanese Government might want to deal with in its own way as a matter of good conscience or of enlightened expediency.

It is our view that the second interpretation above put is the correct interpretation of Article 14(b).

I would appreciate your confirmation of our interpretation in this respect.

Sincerely yours,

His Excellency

Shigeru Yoshida,

Prime Minister of Japan.

付録 51 9月4日シーボルト大使から連絡されたオランダ代表のステートメント案

Suggested Statement by the Foreign Minister of the Government
of the Netherlands

Some question has arisen as to the interpretation of the reference in Article 14 (b) to "claims of the Allied Powers and their nationals" which the Allied Powers agree to waive. It is my Government's view that Article 14 (b) as a matter of correct interpretation does not involve the expropriation by the Allied governments of the private claims of Allied nationals so that after the Treaty comes into force these claims will be non-existent.

The question is important because some governments, including my own, are under certain limitations of constitutional and other governing laws as to confiscating or expropriating private property of their nationals. Also, there are certain types of private claims by Allied nationals which we would assume the Japanese Government might want voluntarily to deal with in its own way as a matter of good conscience or of enlightened expediency.

付録 52 9月5日シーボルト大使に手交したわが回答案

Japanese Delegation is willing to confirm the interpretation of Article 14 (b) of the Government of the Netherlands that it does not involve the expropriation by the Allied governments of the private claims of Allied

(344)

nationals so that after the Treaty comes into force these claims will be non-existent. Japanese Delegation wants to add, in its confirmation note, that the same interpretation shall be applicable to Article 19 (a) and (b) which stipulate the waiver by Japan of certain claims of Japanese nationals against Allied governments and their nationals.

So far as it concerns the second paragraph of the statement of the Government of the Netherlands, Japanese Government is prepared to take note of it.

付録 53 9月5日夜11時シーボルト大使より受領した日本代表の回答案
(ダレス特使起草)

In view of the constitutional legal limitations referred to by the Government of the Netherlands, the Government of Japan does not consider that the Government of the Netherlands by signing the Treaty has itself expropriated the private claims of its nationals so that, as a consequence thereof, after the Treaty comes into force these claims would be non-existent.

However, the Japanese Government points out that, under the Treaty, Allied nationals will not be able to obtain satisfaction regarding such claims, although, as the Netherlands Government suggests, there are certain types of private claims by Allied nationals which the Japanese Government might wish voluntarily to deal with.

付録 54 9月7日のオランダ代表の来簡

San Francisco, September 7, 1951.

Dear Mr. Prime Minister,

I beg to draw the attention of Your Excellency to the paragraph in the address to President and Delegates of the Peace Conference I made yesterday, reading as follows:

"Some question has arisen as to the interpretation of the reference in article 14 (b) to "claims of Allied Powers and their nationals" which the Allied Powers agree to waive.

It is my Government's view that article 14 (b) as a matter of correct interpretation does not involve the expropriation by each Allied Government of the private claims of its nationals so that after the

(345)

Treaty comes into force these claims will be non-existent.

The question is important because some Governments, including my own, are under certain limitations of constitutional and other governing laws as to confiscating or expropriating private property of their nationals. Also, there are certain types of private claims by allied nationals, which we would assume the Japanese Government might want voluntarily to deal with in its own way as a matter of good conscience or of enlightened expediency”.

I should highly appreciate it if Your Excellency would kindly give me your views on this matter before the end of this conference.

Please accept, Mr. Prime Minister, the assurance of my highest consideration.

Dirk U. Stikker

Minister of Foreign Affairs of the Netherland

His Excellency

Shigeru Yoshida,

Prime Minister of Japan.

付録 55 9月8日の総理の返簡

September 8, 1951

Excellency:

I have the honor to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note dated September 7, 1951, drawing my attention to the paragraph in Your Excellency's Address to the President and Delegates of the Peace Conference on September 6, reading as follows:

“Some question has arisen as to the interpretation of the reference in article 14 (b) to “claims of Allied Powers and their nationals”, which the Allied Powers agree to waive.

It is my Government's view that article 14 (b) as a matter of correct interpretation does not involve the expropriation by each Allied Government of the private claims of its nationals so that after the Treaty comes into force these claims will be non-existent.

The question is important because some Governments, including my own, are under certain limitations of constitutional and other governing laws as to confiscating or expropriating private property of their nationals.

Also, there are certain types of private claims by allied nationals,

((346))

which we would assume the Japanese Government might want voluntarily to deal with in its own way as a matter of good conscience or of enlightened expediency.’

I should highly appreciate it if Your Excellency would kindly give me your views on this matter before the end of this conference.”

With regard to the question mentioned in Your Excellency's note, I have the honor to state as follows:

In view of the constitutional legal limitations referred to by the Government of the Netherlands, the Government of Japan does not consider that the Government of the Netherlands by signing the Treaty has itself expropriated the private claims of its nationals so that, as a consequence thereof, after the Treaty comes into force these claims would be non-existent.

However, the Japanese Government points out that, under the Treaty, Allied nationals will not be able to obtain satisfaction regarding such claims, although, as the Netherlands Government suggests, there are certain types of private claims by Allied nationals which the Japanese Government might wish voluntarily to deal with.

Please accept, Excellency, the assurance of my highest consideration.

Shigeru Yoshida

Prime Minister of Japan

His Excellency

Dirk U. Stikker,

Minister of Foreign Affairs of the Netherlands.

付録 56 1951年9月20日付総理のスティッカー外相（オランダ）

あて私信

September 20, 1951

Excellency,

I consider it a good fortune to have the opportunity of meeting you in San Francisco. It was with lively interest and no small pain that I listened to your address at the conference, touching upon the sufferings of your people interned in Indonesia during the war.

Now that the peace treaty has been signed, the way is open to a mutually satisfactory solution of all problems. My government will certainly do its utmost to repair the damage done and to reestablish the happy tradi-

((347))

tional friendship of long years between Netherlands and Japan.

Yours sincerely,

Shigeru Yoshida

His Excellency

Mr. Dirk U. Stikker,

Minister of Foreign Affairs,

The Hague, Netherlands.

付録 57 9月7日受領 (6日付) オーストラリアの漁業問題に関する提案

AUSTRALIAN EMBASSY
WASHINGTON, D. C.

Written at San Francisco,
6th September, 1951.

Your Excellency,

I spoke to you this morning about the desire of the Australian Government to make an arrangement with the Government of Japan to prevent fishing areas in the seas adjacent to the coasts of Australia, Papua and the Trust Territory of New Guinea from being over-harvested during the period after the Peace Treaty comes into force and before a satisfactory long term agreement governing the use of fishing areas can be concluded between Australia and Japan.

It is a matter of gratification to the Australian Government that the Japanese Government has indicated its willingness to conclude, as soon as possible after the Peace Treaty has come into effect, an agreement governing the use of fishing grounds in the high seas. The Australian Government for its part is equally anxious to enter into such an agreement as soon as possible. The possibility arises, however, that until such agreement can be reached there may be a period during which fishing grounds adjacent to Australia and the portion of New Guinea under Australian administration, not being subject to agree conservation measures, may suffer from over-harvesting.

With this in mind I would like to propose that the Japanese Government agree to prohibit its resident nationals and vessels, for a period limited to twelve months after the entry into force of the Peace Treaty, from carrying on fishing operations in waters on the Continental Shelf of Australia (i.e. within the 100 fathom line off the North Western, Northern and North Eastern coasts of Australia) and in waters south of the equator

in the general region of Papua and the Trust Territory of New Guinea I attach to this letter a precise definition of the area that I have in mind

I would emphasise again that such an undertaking by the Japanese Government would be limited to twelve months duration, by which time we would hope that a satisfactory long term agreement could have been concluded. Furthermore, it would be clearly understood by the Australian Government that such an undertaking would imply no waiving by Japan of its international rights in respect of the use of fishing areas, and no weakening of Japan's position in regard to definition of territorial waters.

I believe that such an interim undertaking on the part of Japan would be recognised by the people of Australia as a clear indication of Japan's desire for friendly relations with Australia in the future. I understood you to say that you believed this proposal was acceptable in principle, and that you considered that the present time was most appropriate for the conclusion of an arrangement on these lines. It certainly would enable us to approach the question of a satisfactory long term arrangement without the occurrence of possible incidents which could prejudice objective consideration of the issues involved. I should be grateful if on your return to Tokyo you could confirm to the Australian Government that you are able to accept it.

Sincerely yours,

(Percy C. Spender)
Ambassador.

His Excellency,

Shigeru Yoshida,

Prime Minister and Minister of Foreign Affairs
of Japan,

Mark Hopkins Hotel,

SAN FRANCISCO. CAL.

Definition of Area from Which Japanese Fishing Vessels would be temporarily excluded.

All waters within an area bounded by a line commencing at the intersection of the meridian 141 degrees east longitude with the Equator, thence bearing east along the Equator to its intersection with the Meridian 160 degrees east longitude thence bearing south along the said meridian 160 degrees east longitude to its point of intersection with the parallel 4 degrees 50 minutes south latitude thence bearing west along the said parallel 4 degrees 50 minutes south latitude to its intersection with the meridian 159

degrees east longitude, thence bearing generally south westerly to a point which lies 6 nautical miles north 42 degrees east true from Cape Friendship thence bearing generally southerly to a point which lies 4 nautical miles north 70 degrees 30 minutes east true from Cape Friendship, thence bearing generally south westerly to a point which lies 3 nautical miles south true from the southern point of the Peninsula which bounds the harbour of Tanolei on the east, thence bearing generally south westerly to a point which lies 3 nautical miles south true from Moila Point (previously shown as Komalei Point on German Admiralty Chart No. 100) thence bearing generally westerly to a point which lies 8 nautical miles south 69 degrees west true from the aforesaid Moila Point, thence south westerly to the intersection of the meridian 154 degrees east longitude with the parallel 8 degrees south latitude thence bearing east along the said parallel 8 degrees south latitude to its intersection with the meridian 155 degrees east longitude thence bearing south along the said meridian 155 degrees east longitude to its intersection with the parallel 12 degrees south latitude thence bearing west along the said parallel 12 degrees south latitude to its intersection with the meridian 154 degrees east longitude thence bearing south to the intersection of the said meridian 154 degrees east longitude to its intersection with the parallel 25 degrees south latitude thence bearing west along the said parallel 25 degrees south latitude to its intersection with the meridian 112 degrees east longitude thence bearing north along the said meridian 112 degrees east longitude to its intersection with the parallel 17 degrees south latitude thence bearing generally east-north-easterly in a straight line to a point where the meridian 127 degrees 40 minutes east longitude intersects the parallel 9 degrees 10 minutes south latitude thence bearing easterly in a straight line to the middle of the mouth of the Bensbach River thence in a straight line to the intersection of the meridian 141 degrees east longitude and the Equator.

付録 58 1951年9月9日ノールウェー代表との会談録

ノールウェー大使と条約局長会談の件

26.9.9 藤 崎

9月9日午前11時、条約局長(藤崎随員)は、先方の求めによりノールウェー代表(駐米大使) モルゲンスターン氏をフェアモント・ホテルに往訪した。

先方から提起された問題は、会議の際同代表がその演説中に述べた二点、すなわち、戦争中日本に抑留された海員は平和条約第16条でカバーされないが、これに対して日本政府において補償することを考えてもらいたいということ、捕鯨船隊を自発的に制限されたいということである。

(350)

第一の抑留者に対する補償の問題については、当方の述べた趣旨は、次のとおり。

- (1) 平和条約第16条が軍人に対する補償についてのみ規定しているのは、起草者の手落ちであつたと思う。(本条については、最後の段階になつて条約に入つたので、日本政府として所見を表明する余地がなかつたといつたところ、同代表は、イギリスの方で、一般抑留者までひろげるには補償金が不十分なため、意識的に軍人だけに限定したのではないかと思うといつていた)
- (2) 日本としては、条約上はつきり義務づけられている賠償等の義務が大きく、それすら、現在支払えないことは、条約自体が認めている次第であるから、条約上義務づけられていないものについて、補償をすることは、不可能である。(同代表は、日本がオランダと二国間条約を締結して、抑留者に対して補償する場合には、ノールウェイの二百数十名の海員も当然同様に補償さるべきであるといつていた)
- (3) ノールウェイのケースは、戦時国際法上敵国軍人なみに抑留される海員に関することだから、一般抑留者とは区別するよう他の連合国と第16条の解釈について話合いをつけることは、不可能ではないであろう。また、そういうラインで、日本としても話合いに応ずる用意がある。

以上の当方所見に対して、ノールウェイ代表は、相当納得したもののように見受けられたが、将来東京でまた日本政府に申入れたりすることになるかも知れないといつていた。

第2の捕鯨船隊の問題については、条約局長から、「日本は、最近捕鯨条約に入つたばかりである。何か苦情があつたら、捕鯨委員会で取り上げられたらよい。なぜ、今度の会議でこの問題を提起されたのか、非常に驚いた」と述べたところ、同代表は、「捕鯨条約では、船隊の制限まではできない。従つて、捕鯨委員会でよりは、もつと上のところで取り上げなければならないと思つたからである。捕鯨船隊は、諸国により、必要以上に増加しようとしている。日本でも第3の船隊を作ろうとしていると聞いているので、日本の自発的措置によつて制限してもらいたい次第である」と述べた。

これに対して、条約局長から「第三の船隊云々ということは、自分は聞いていない。また、その制限について国際的な協力の方式を発見しようとする努力に対しては、日本政府として十分協力する用意がある。貴方の心配の点はよく分つたから、日本に帰つたら、関係当局にその趣を伝えておく」と述べ、ノールウェイ代表は、「自分は、この

(351)

2 件について、本国政府から貴方と話し合いをするように訓令を受けている次第で、そう取計らっていただければ幸である」といつて、謝意を表した。

付録 59 1951 年 9 月 17 日 の 池田大蔵大臣 ・ マカパガル代表 （フィリピン）会談録

池田大蔵大臣と比律賓メレンチオ大使及び

マカパガル下院外交委員長との会談記録

昭和 26 年 9 月 17 日午後講和会議 比律賓全権の一員、下院外交委員長 Diosdado Macapagal デイオスダド・マカパガル氏が、東京駐在メレンチオ大使に伴われ池田大蔵大臣を大蔵省に訪問約 1 時間懇談した。

懇談は主として賠償問題に関することであつたが終始なごやかであつた。

まづマカパガル氏は桑港会議に出席して以来自分は賠償問題の解決は日比両国の友好的協力によつてのみ満足に解決されるという感想を特に強くした。その為には相互に理解し合うことが必要であり自分が帰国の途次日本に立寄り関係各筋と親しく懇談したいと考えるに至つた理由もそれに外ならない、と述べ、池田大蔵大臣も、日本人及び日本国政府は、吉田首席全権が桑港で述べた通り賠償の問題は日本の負担力の限度に於て誠意を以て解決しなければならぬと考えている。殊にロムロ代表が述べた通り吾々は宿命として隣邦であり相互の為にも、またアジア全体延いては世界の平和の為にも今後永遠に両国の政治経済関係が友好的であることが望ましい。比国が経済的に繁榮し国民の生活水準が上昇すれば日本としても対比貿易が振興するわけであるし、又日本が経済的に破綻すればその影響は比国にまたアジア全域にも及ぼざるを得ないであろう、左様な意味で比国は将来とも日本の大事なお客様として吾々は考えて居り賠償の問題も両国の将来の貿易及び経済上の相互関係を見透してそれに適合する形で考えることが望ましいと述べた。

此の最後の点についてはマカパガル、メレンチオ両氏とも賛意を表していた。

次にマカパガル氏は今後賠償問題について日本政府は如何なるアプローチをする積りであるか、一定の金額の枠内でこれを処理するような腹案があるかと問ひ、池田大蔵大臣は、賠償は比律賓をはじめインドネシア其の他幾つかの国から請求があるのではない

かと思う。従つてその請求総額、その態様などが出揃わぬと日本政府として腹がきまらない。各国の云ひ分に十分理があるとしても、こちらの財布は一つであるからまづ全体を総覧する必要がある。

殊に条約 14 条にもある通り、賠償には四つの前提条件があつてそれに制限されるわけであり、その内の一つである処の日本の他の對外債務として、ガリオア返済、連合国人の財産返還、外債利払等がある、と述べた処、

マカパガル氏は半分冗談気味にガリオア債務が大きいから賠償に仲々手が廻らぬというお話だろうと云いつつ、然し伊太利の場合などのように米国が自発的に債権を放棄することも考えられるでせうと云つたがそれ以上追及もせず、唯幾つかの国が賠償請求をするとは思ふが比国の場合の損害は特に大きくその意味でスペシャル・ケースとして考えてほしいと述べた。

次に役務賠償の態様として日本側は如何なるものを供給し得るかという質問に対しては、それは比国が如何なる原材料を提供し得るかに係るのであつて寧ろ賠償請求国の側の事情に左右されるのではないかと答えた。

マカパガル氏は例えば具体的な例として造船を依頼する場合鉄鉱石、石炭、木材などを供給し得ても若干の部分品が比国に無い場合もあると思ふが如何という意味の質問があり、池田大蔵大臣はさういふ問題は基本的な了解と協力の精神さえあれば例外のケースとして具体的に解決し得ると思う、仮に鉄鉱石にしても、その時の日本側の事情として造船用鋼板が現に十分あるということであるならば造船発注と同時にそれに対応する鉄鉱石を直ちに送らねばならぬという風に窮屈に解釈する必要は無いであろうと答えた。

マカパガル氏は更に例へば比国は陶磁器が不足して居るが、それを生産する為の粘土が無い。その場合粘土代を払つて陶器を賠償として取得し得るかという意味の質問があり、大蔵大臣は、左様なことをやつてゆくと事実上日本からの輸出が賠償の形になってしまう虞がある。14 条の役務賠償乃至加工賠償という精神の中には左様なことが含まれないのではないかと解すると答えた。

なお余談として池田大蔵大臣はわが国の見返資金の例を引き、比国政府が日本から賠償として受けた完成品乃至役務を民間に売渡す場合その対価相当額を歳入として積立てるならば、再投資に役立つであろうという経験を語つたところマカパガル氏は自分は予

算委員もやっているがそれは仲々参考になる話だと云っていた。

比国側両氏の性格にもよることであろうが会談は終始極めてなごやかで特に比国側がロムロ代表が桑港会議で留保条項として宣明した点即ち14条の規定に拘束されずに対日交渉を行うという考え方を全然話に出さず、大体14条の枠内で質問を為していたことは注目されるがその理由は明かでない。

付録 60 東京から持参しそのまま東京に持ち帰った条約第16条に関する
赤十字国際委員会委員長宛書簡案

September , 1951.

Sir,

I have the honour to refer to your letter dated August 3, 1951, addressed to the President of the Japanese Red Cross Society and the letter dated August 18 of the same year from the Vice Minister for Foreign Affairs of Japan to Dr. Max Wolf of the International Committee of the Red Cross, both regarding Article 16 of the Treaty of Peace with Japan which has just been signed between Japan and the Allied Powers.

On behalf of the Japanese Government, I have the pleasure of informing you hereby that the Japanese Government has accepted the obligation resulting from Article 16 of the Treaty of Peace with Japan of its own free will.

I have the honour also to assure you that the Japanese Government is prepared to talk over with you, on your expected visit to Japan, the question of compensation to the Japanese nationals whose property will be transferred to the International Committee of the Red Cross under the Article in question.

I feel unable to conclude this letter without conveying to you the profound appreciation of my Government of the great and humanitarian work done by the International Committee since its foundation as a neutral intermediary and an entirely independent body. I sincerely hope and I am firmly convinced that another humanitarian task voluntarily entrusted by the Japanese Government under the above-mentioned Article will be successfully carried out by the International Committee.

(354)

I beg you, Sir, to accept the assurance of my high consideration.

(Shigeru Yoshida)

Minister for Foreign Affairs.

Mr. Paul Ruegger,

President, International

Committee of the Red Cross.

付録 61 安全保障条約調印式におけるアチソン長官の演説

REMARKS BY THE HONORABLE DEAN ACHESON, SECRETARY
OF STATE AT THE CEREMONY FOR THE SIGNING OF THE
UNITED STATES-JAPANESE SECURITY TREATY

With regard to the Security Treaty we are gathered here to sign, there are several points I should like to emphasize:

First, this Treaty of Security between the United States and Japan is part of a pattern for defense of peace in the Pacific area. Taken together with the Mutual Defense Treaty between the United States and the Philippines, the Tripartite Security Pact between Australia, New Zealand and the United States, and the Japanese Peace Treaty which was signed this morning, this action adds another link in the chain of security against aggression in a most important part of the world. These treaties constitute, in the words of President Truman, "natural initial steps in the consolidation of peace" in the Pacific area.

The signing of this Security Treaty today marks the conclusion of ten days of historic importance to free peoples all over the world.

Second, the present Treaty takes its place as a part—and an important part—of the system of security which has been developed within the framework of the United Nations Charter. The Treaty is not only conceived within the spirit of the Charter; it is a fulfillment of the inherent right of individual and collective self-defense which the Charter recognizes as belonging to all sovereign nations.

Third, this Security Treaty is a voluntary arrangement between free peoples. It stems from a freely-reached decision on the part of the Japanese Government and the Japanese people to seek protection for an unarmed Japan against the threat of aggression.

Fourth, there should be no misunderstanding of the purpose of this Security Treaty. Its purpose is peace. In a world in which aggression and

(355)

the threat of aggression are rampant, the maintenance of peace and security requires us to take affirmative steps to bulwark freedom with military strength. Weakness is an invitation to aggression, both external and internal. We are here providing for the defensive strength without which peace would be jeopardized. In building this strength, the present Treaty does not create a threat of further aggression. Of importance to all Japan's neighbors in the Pacific is the principle recognized in this Treaty that Japan shall avoid any armament which could be an offensive threat or serve other than to promote peace and security in accordance with the purposes and principles of the United Nations Charter.

Fifth, the defense arrangements provided for under this Treaty will constitute a shield to protect the progress being made by the Japanese people toward better conditions of life. It will give the Japanese people the opportunity to continue their constructive work of building the new peaceful Japan, free from the paralyzing threat of aggression.

Finally, this Treaty expresses the mutual trust and confidence which has been growing between Japan and the United States over the past six years. In this time, the people of Japan have had reason to be assured as to the purposes of the United States. And we, in turn, have come to the conviction that the Japanese people want no more of the old militarism, but sincerely desire real peace. The United States believes that Japan, in the spirit of trust and confidence in which this Treaty is formulated, will in due course increasingly assume responsibility for its own defense against aggression and in so doing make its contribution to the collective defense of the free world.

It is with these thoughts in mind that we welcome the opportunity to sign this Security Treaty on behalf of the Government of the United States.

付録 62 安全保障条約調印式における総理の演説

ADDRESS OF THE HONORABLE
SHIGERU YOSHIDA
CHIEF DELEGATE OF JAPAN
AT CEREMONY OF
THE SIGNING OF THE JAPANESE-AMERICAN SECURITY PACT-
September 8, 1951

I am happy that this Japanese-American Security Pact has been concluded this afternoon on the heels of the signing of a Japanese peace treaty this morning.

That treaty gives Japan the key for re-entering the community of nations as a sovereign equal. This pact insures the security of the unarmed and defenseless Japan.

It has always been my conviction that Japan, once she regains liberty and independence, must assume full responsibility of safeguarding that liberty and independence. Unfortunately, we are as yet utterly unprepared for self-defense. We are very glad, therefore, that America, realizing that security of Japan means the security of the Pacific and of the world, consented to provide us the necessary protection by retaining her armed forces in and around Japan temporarily after peace so as to ward off the menace of Communist aggression which is sweeping on at this very moment close to our shores.

Restored to independence, the Japanese people will recover self-confidence as well as pride and patriotism. Our nation is now inspired with fresh vigor and zeal to shoulder their proper share in the responsibilities for the collective security of the Far East. I wish to assure the American delegates here that the government and people of Japan will cooperate gladly and wholeheartedly in the implementation of this pact.

付録 63 1951年9月10日作成桑港対日平和会議報告

1951年9月10日サン・フランシスコ市マーク・ホプキンス・ホテルにおいて

寺岡、宇山、藤崎、有田、曾野、西村分担執筆したるもの。

目次

- 1 概説
- 2 9月4日 夕刻 歓迎儀式
- 3 9月5日 午前 第1回全体会議
(議事規則、中共招請問題、議長選出)
- 4 9月5日 午後 第2回全体会議
(米英全権における条約案の説明)
- 5 9月5日 夜 第3回全体会議
(各国全権の意見開陳)
- 6 9月6日 午前 第4回全体会議
(各国全権の意見開陳)

- 7 9月6日 午後 第5回全体会議
(各国全権の意見開陳)
- 8 9月7日 午前 第6回全体会議
(各国全権の意見開陳)
- 9 9月7日 午後 第7回全体会議
(各国全権の意見開陳)
- 10 9月7日 夜 第8回全体会議
(日本全権の受諾演説、中共招請問題、米英全権の回答)
- 11 9月8日 午前 平和条約署名式
- 12 9月8日 午後 安全保障条約の署名及び公文の交換
- 13 会議外における交渉
- (1) フィリピン全権団との会談
 - (2) インドネシア全権団との会談
 - (3) オランダ代表との会談
 - (4) オーストラリア代表との会談
 - (5) ノルウェー代表との会談
- 14 会議に関連する公式行事

1. 概 説

1. 対日平和会議は、9月4日午後7時の開会式に始まり、予定どおり、9月8日午前10時からの調印式に終り、参加52箇国のうちソ連、ポーランド、チェコスロヴァキアの3国を除く49箇国が調印した。
 2. この会議で、さきに公表された条約案は、何等の修正も加えられず、サン・フランシスコ会議は、招請状にあるとおり、名実ともに対日平和条約署名のための国際会議であつた。
- 各国代表の米英共同提案にかかる平和条約案に対する意見開陳は、9月5日午前第1回全体会議における議事規則の採択、議長副議長の選挙に引き続いて、9月5日午後の第2回全体会議から行われ9月7日午後の第7回全体会議で終了した。各全体会議における意見開陳国の国名及び数は左のとおりである。

(358)

- 9月5日午後第2全体会議
アメリカ合衆国、英国、メキシコ、ドミニカ共和国、ソ連計5箇国
- 9月5日夜第3全体会議
チリー、ボリビア計2箇国
- 9月6日午前第4全体会議
エル・サルヴァドル、ノールウェー、ハイチ、エジプト、ラオス、セイロン、キューバ、コロンビア、コスタリカ、トルコ、南アフリカ連邦、ベルギー計12箇国
- 9月6日午後第5全体会議
カンボジア、チェコスロヴァキア、パキスタン、フランス、オランダ、ニュージーランド、ギリシャ計7箇国
- 9月7日午前第6全体会議
シリア、サウヂ・アラビア、ヴェネズエラ、ウルグワイ、ホンデュラス、ニカラグワ、カナダ、インドネシア、フィリピン、ルクセンブルグ、イラン、ペルー、ブラジル、グアテマラ計14箇国
- 9月7日午後第7全体会議
イラク、エクアドル、オーストラリア、リベリア、レバノン、エチオピア、ヴェトナム、ポーランド、アルゼンチン計9箇国
3. 日本全権は、各国代表の意見開陳の終了後、9月7日夜の第8回全体会議において平和条約受諾の演説を行つた。
 4. 日米安全保障条約は、9月8日午後5時米陸軍第六軍司令部ブレンヂオにおいて署名式が行われ、条約のテキスト及び交換公文は吉田全権及びアチソン國務長官の演説と共に署名直後に発表された。
 5. 今回の対日平和会議に関連する主な公式行事は、
 - 9月4日午後8時よりパレスホテルにおける米国全権団レセプション。
 - 9月6日午後8時よりウオー・メモリアルオペラ・ハウスにおける桑港市民委員会主催の各国全権招待音楽会。
 - 9月8日午後8時よりホテル・パレスにおける桑港市民委員会主催の各国全権団招待のステート・ディナーであつた。

(359)

9月4日 夕刻歓迎儀式

アチソン米国全権仮議長席に着き、7時開会を宣し、1分間の平和祈願の黙禱を行った。次いで仮議長の紹介によりロビンソン桑港市長、ワーレン加州知事の歓迎の辞が述べられた後、トルーマン大統領は大要左の如き演説を行つた。

1. 先ず各国全権団に対する歓迎の言葉を述べ
2. 日本における占領行政の成功と「マッカーサー」「リッヂウェイ」両司令官の功績に言及し、同時に日本国民が降服条項を忠実に履行し占領軍と協力した点を賞讃した後、
3. 日本がその結果全く新しい国家として生れ変つたとして、(i)秘密警察の解体、(ii)新憲法、(iii)婦人の参政、(iv)新労働法、(v)独占禁止法、(vi)農地改革を説き、日本国民に自主権を恢復することが可能であると述べた。
4. しかし乍ら、米国は「パール・ハーバー」、「バタアン」の事件を忘れた訳ではなく、その他多くの同盟諸国も同様であるから、新しい日本に対して必しも各国が直ちに完全な親愛と信頼を寄せるものとは思われぬ。日本はこの後長期間に亘り努力をつづけなければなるまいとし、
5. 次いで講和条件に言及し、「ダレス」特使の1年に亘る努力に関する説明をなした後
『現在太平洋方面には侵略による重大な脅威が存在し、更に拡大の恐れがある。日本との講和を締結する目的の1は、日本の安全を保障し且つ、日本が他国の安全を脅威しないようにすることにある。その為には、なお時間がかかると思うが、日本を国際連合の協力機構に参加せしめることが必要である。講和条約は、日本が国際連合に加入する意思のあることを明記している。従つて、日本国民は調印と同時に国際連合の一員としての基本的義務を負担する一方他の調印国は日本が国際連合の保護の下に立つことを認めるものであるとし、
6. 米比、米濠「ニュージーランド」相互援助条約の調印を報告した後、日本も米国との間に同様な条約を締結する必要がある旨を力説した。

8時終了。

3 9月5日午前第1回全体会議

(議事規則、中共招請問題、議長選出)

アチソン仮議長は開会を宣した上、最初の議事は議事規則の採択と議長、副議長の選

(360)

出であると述べさらに11箇月にわたる外交交渉によつて作成された条約文に調印するための会議であることを強調した。

これに対しニュージーランド全権サー・カール・ベレンドセンは、米英全権団起草にかかる議事規則を採択すべき旨の動議を提出し、キューバ全権オスカー・ガンスの支持を受けた。

次でソ連全権グロムイコは中共の招請について次のように主張した。

- (1) 中共は、中国人民の唯一の法的代表であり、対日平和条約の準備及び極東の永続的平和について特殊の利害関係をもっている。
 - (2) 中国人民は、長年月にわたつて日本の侵略と戦つた。
 - (3) 中国は、1942年1月1日の連合国宣言、1943年のカイロ宣言、1945年7月26日のポツダム宣言、8月2日のポツダム協定、その他の国際約定についてみるも国際協定の主要な一員であつた。
 - (4) 中国は、米英ソ各国とともに日本の降伏文書に調印した。
 - (5) 中共政府は上述の如く、当然対日講和問題に関与する正当な権限をもっている。1951年5月22日及び8月15日の声明で、中共政府は、このことを確認している。
 - (6) ソ連政府も、1951年5月7日及び6月10日の対米覚書で、中共を除外することは不法であり、許すべからざることを申入れたところである。また中共を除外しては、極東の永続的平和はとうてい確立できないと考えている。
- そこでアチソン仮議長は、今は動議として提出された議事規則を採択することが先決問題であると述べたが、チェコ全権ゲルトルーダ・セカニノーヴァ女史は、ソ連全権の動議を支持して、中共招請問題の討議を迫つた。しかしアチソンは反対を表明した。
- ここでアチソンとグロムイコの間に論争が行われ、ポーランド全権ステファン・ウィールブロウスキーもそれに加わつたが、共産側の主張は、次の点にあつた。
- (1) 議事規則はまだ採択されていないのであるから、中共招請問題を討議して悪いはずはない。
 - (2) 議事規則の討議に先立つて会議参加国を決定することこそ国際慣行にそうゆえんである。
 - (3) 19世紀初以来、米国はアジア諸国を抑圧してきたが、目下米国は極東における最

(361)

も重要な問題の一つの解決に反対している。米国の態度は国家の基本的権利を否認するものである。

- (4) 対日平和問題についてまだなんらの条約も協定もできていないではないか。

この共産側の主張に対し、英全権ヤンガー 國務相は仮議長の裁定を支持し、速かに議事規則を採択すべき旨を主張した。かくて、まず、議長裁定の適否を表決に問い 3 5 対 3 で可決された。ここでソ連全権は、議事規則採択後最初に発言する権利を留保する旨を申立てたが、アチソンは希望として考慮に留めると答えた。

次で仮議長は議事規則の採決を行おうとしたところ、再びソ連及びポーランド全権、次いでチェコ全権との間に押問答がくり返えされ、共産側は執拗に小委員会の設置を主張した。それに対して、まずエル・サルヴァドル全権ヘクター・デーヴィッド・カストロは、平和条約案はすでに討議し尽されたもので、この会議は調印のためのものであると力説し、原案のまま調印するか、留保つきで調印するか、調印しないかの三つの途しか各全権団のとるべき態度はないと述べた。またセイロン全権ジャイワフルディーン蔵相は、次の如き巧妙な論法で共産側を反駁した。

- (1) 5 1 箇国も集った大会議では、提出された提案について討議するのが实际的で、現にソ連及びポーランド全権もその立場を認めている。
- (2) しかるに、米英は議事規則案を提案しているのに対して、ソ連及びポーランドは小委員会の設置を提案しているにすぎない。しかもソ連全権は全参加国 5 1 箇国から成る委員会を任命してもよいといっているが、それは今の会議にひとしい。であるから、この議席で米英提案を採決すればよいではないか。
- (3) ポーランドの提案は、会議をひきのばすだけである。われわれは本国においてきわめて多忙である。
- (4) さきにグロムイコ全権は、インド、ビルマの不参加を引用して、条約起草に関心をもつすべての国の手で議事を決めるべきであると述べたが、ソ連は数年前米英ソ華 4 国で起草すべきことを主張したではないか。グロムイコ全権が今や前よりも合理的な見解をもつに至ったことを欣快とする。
- (5) 小国セイロンもこの会議で発言できる。かつてソ連がセイロンのみならずインド、ビルマ、インドネシア、フィリッピンを除外しようとしたとき、自分は非常な不快を感じたものである。

(362)

チェコ代表は、なおも、議事規則の修正案を提示し執拗に喰い下つたが、アチソン仮議長は、再び裁定の適否を票決に問い 4 7 対 2 で賛成された。

次いでドミニカ全権は討議打ちりの動議を出し、キューバの支持を得て、2 5 対 8 で可決された。ひきつづき各種の票決が行われた。

- (イ) ポーランドの修正動議（直ちに 7 箇国からなる議事規則委員会を設け 9 月 6 日までに成案を作るべきこと） 4 4 対 3 否決。
- (ロ) ソ連の修正動議（米英案中第 1 8 条第 1 項の 2 点、第 2 項、第 2 1 条にある討議の制限ないし記録に関するもの）

第 1 8 条第 1 項修正案 4 2 対 3 否決

第 1 8 条第 1 項第 1 修正案 3 3 対 3 否決

第 1 8 条第 2 項修正案 3 8 対 3 否決

第 2 1 条修正案 3 3 対 3 否決

- (ハ) チェコ代表の修正動議（米英案第 1 7 条を修正して政治、経済、軍事起草の各委員会を設けるもの） 4 4 対 3 否決

- (ニ) 米英共同提案の採決 4 8 対 3 否決

かくて米英共同提案の議事規則は採択されたので、議長選出に移ろうとするや、グロムイコ代表は、再び中共招請問題の採択を求めた。しかしアチソン仮議長は、議事規則第 7 条を引用して、中共招請問題の提案は議事規則外のものであると宣し、この裁定を票決に問うた結果 4 6 対 3（棄権インドネシア、レバノン）で支持された。

最後に議長、副議長の選出が行われ、結果は、次の通りであつた。

(議 長)	アチソン	4 3 票
	スペンダー	2 票
	ザフラ・カン	2 票
(副議長)	棄 権	4 票
	スペンダー	3 1 票
	ザフラ・カン	7 票
	シューマン	2 票
	アルゼンチン、セイロン、キューバ チリー、インドネシア、オランダ	

(363)

ニュージーランド各首席全権各 1 票
棄 権 4 票

ほぼ上述の如き経過をへて、第一回会議は終了した。

4. 9月5日午後 第3回全体会議

(米英全権による条約案の説明)

開会后直ちに「ケルチナー」事務総長より52箇国全権委任状審査に関する報告を行い、(全部良好妥当と認められた。)、次いで「ダレス」米国全権は、

1. この平和条約案は過去11箇月に亘る関係諸国との折衝の結実であることを述べた後、

2. 草案の前文、日本の主権回復、領土、安全保障、捕虜送還、経済条項、賠償条項等各章につき説明を加え、中国問題については、関係国間の意見の相違を調整し、平和条約成立を促進するため中国を会議に招請しなかつた経緯を述べ、

次に「ヤンガー」英国全権起ち、対日平和条約案の共同提案国代表として、草案の紹介に当るものあるとて、大体「ダレス」米国全権の説明に符合する英国側の立場を解明した。

ダレス、ヤンガー両全権とも、その条約案説明中、第3条について、奄美大島、琉球諸島等に対し日本の主権が残ることを明言したことは、日本にとりよろこばしいことであつた。引続き「メキシコ」「ドミニカ」共和国代表が各々起ち条約案を支持した後、「グロムイコ」ソ連代表は、

1. 先づ日本の満州侵略から説き起し、極東における日本の侵略の事実を挙げ、ソ連は将来日本の侵略に対して、アジアの平和を保障するため実効的措置を講ずる必要のあることを主張して来たのであるが、この英米案は却つて日本の軍国主義を助長せんとするものであると攻撃し、

2. なお、英米案は、「カイロ」宣言、「ヤルタ」協定、「ポツダム」宣言、1942年1月の単独不講和に関する連合国宣言及び極東委員会の決定に違反しているとし、又、中共は勿論、印度、ビルマが会議に参加しないことは、大なる欠陥のあることを立証していると述べた後、

3. 次の如き修正案を提案した。

(1) 満州、台湾、澎湖諸島に対する中共の主権承認。南樺太及び千島に対するソ連主権の承認。

(364)

(2) 琉球、小笠原は、日本の主権に属すること。

(3) 占領軍撤退後、日本に外国軍隊の駐屯を認めぬこと。

(4) 連合国及び占領地に対する日本の賠償支払義務を明記し、中共、インドネシア、フィリピン、ビルマ及び日本の会議を開催することを規定すること。

(5) 批准条項は、中共を加えた極東委員会諸国の過半数とすること。

(6) 日本人の民主的傾向の強化を妨害するものを除去する規定を設けること、

(7) ファシスト及び軍国主義団体を抑圧すること、

(8) 連合国に敵対する同盟関係に入らぬこと

(9) 軍備を制限すること、

陸軍 15万 海軍兵2万5千(7・5万噸)

空軍 戦闘機 偵察機 計200 } 兵2万
輸送機 練習機 計150 }

戦車 大型 中型計200

(10) 軍事教練の禁止

(11) 原子力兵器、化学兵器、ジェット無電式兵器禁止、30軒以上の射程火砲、水雷、磁気機雷、人間魚雷禁止

(12) 平和産業、貿易、商船、造船の無制限を規定する

(13) 宗谷、根室、津軽、対馬海峡の非武装、商船の無害通航権を規定し、これ等の海峡は、日本海沿岸諸国の軍艦にのみ航行をゆるすべきこと。

このソ連代表の発言は、議事規則発言制限1時間を若干超過し、議長より注意をうけた。議長は、ソ連代表の演説を終ると直ちに閉会を宣した。

(9月5日 夜 8時10分開会) 第3回全体会議

(各国代表の意見開陳)

「チリー」代表、「ボリビア」代表の条約案支持の演説があつた後、発言を要求するもの無く、「レバノン」代表の動議で閉会后僅に25分で閉会した。

6 9月6日午前 第4回全体会議

(各国全権代表の意見開陳)

1 午前10時10分スペンダー副議長司会の下にエル・サルバドル、ノールウエー、ハイチ、エジプト、ラオス、セイロン、キューバ、コロンビア、コスタリカ、トルコ

(365)

南アフリカ、ベルギー 12 箇国代表が、意見の開陳を行つた。

2. その他イラン代表は、未だ政府から演説についての訓令がない旨を述べて意見開陳を延期した。
 3. 各国代表は、例外なく米英共同提案の対日平和条約草案を支持した。特に、セイロン代表ジャエワルディーン蔵相は、約 20 分を費し、前日午後第 2 全体会議におけるソ連グロムイコ代表の意見開陳に激しい攻撃を加え、ソ連提案の「日本国民に対する言論集会信教の自由の保証」「琉球、小笠原諸島の返還」等について 1 つ 1 つ反駁を加え、ソ連の中国、印度、ビルマ等のアジア諸国が参加しないでは平和会議も意味をなさないとの主張に対しては、「拒否権を持つ 4 大会議により対日平和の解決を提議したのはソ連ではなかつたか」と指摘し、「セイロン」は賠償を要求せざるべく、われわれは、日本に対して友情の手を差し伸べ平和と繁栄のため協力しようとするものであると結び非常な拍手をうけた。
 4. なお、エルサルパドル代表は、台湾澎湖島の中国人民政府への移譲、ソ連による南樺太、千島の占拠には反対であり、又、同国内の日本財産は没収しないと述べ、「ノールウエー」代表は、対日平和条約案を支持しつつ、捕鯨問題に触れ日本が現在以上に捕鯨船隊を増加しないよう希望した。
- 11 時 59 分終了。

7 9 月 6 日午後 第 5 回全体会議

(各国全権の意見開陳)

アチソン議長司会の下に、カンボジア代表、チェコスロヴァキア代表、パキスタン代表、フランス代表、オランダ代表、ニュージーランド代表、ギリシア代表の 7 箇国代表が、発言した。

そのうち、チェコ代表セカニノヴァ副外相は、『中共政府の参加を見なかつたことは、本条約起草の手續が非合法のものであつたことを示すのである。』と強調した。

パキスタン代表ザフル・カーン外相は、『中国の不参加は連合国間に意見の相違があるためであるが、われわれは、相互に自分の意見を他に押しつけることはしない。印度は条約案が苛酷にすぎると称し、ビルマは条約案が寛大にすぎるとの理由で会議に出席しなかつた。しかしわれわれは、参加国中 4 分の一以上がアジアの諸国であり、その中には日本軍によつて、ビルマが受けた損害よりも遙かに甚大な損害を蒙つた諸国を含んでいることを強調したい』旨を述べた。

(366)

フランス代表シューマン外相は、

『一部の大国が参加しない、平和条約は、もちろん、十全のものとは言えないが、これ以上戦争状態を継続することは出来ない。

本条約案起草に當つての日本再武装問題に関する構想としては、強い国民が劣等な地位に置かれる場合、結局その国民が再軍備をすることを阻止出来るものではないから、寧ろ彼等を平和的再建という共同の仕事の仲間にするべきである。

フランスは、印度支那に関する賠償方法及び将来の経済関係につき日本と交渉するであらう。

2 箇月後パリで開かれるべき国際連合の第 7 次総会において本条約が承認せられ、日本も伊太利と共に平和愛好国の仲間として参加出来ることを希望する。』と述べた。

ニュージーランド代表ブレンドセン駐米大使は、

『ニュージーランドとして日本の軍備に或る程度の制限が加えられることを希望したが、

- (1) 制限とか制裁による過去の方式が失敗したこと。
- (2) 日本国内の民主的改革により相当の繁栄が齎され、立派な成果が得らるべきこと。
- (3) 昨週ニュージーランドは米濠両国と安全保障条約を締結したこと。
- (4) 海外領土の喪失により日本の経済力が制限されるに至つたこと。
- (5) 力の真空状態を作らぬことが必要であること。

これらの理由により、日本の国防力を制限することを断念するという危険を、敢えてとることにした。日本が、各国から寄せられた信頼を裏切らないことを衷心より期待する。』

と述べた。

8 9 月 7 日 午前 第 6 回全体会議

(各国全権の意見開陳)

1. 午前 10 時スペンダー副議長司会の下に、シリア、サウヂ・アラビア、ヴェネズエラ、ウルグアイ、ホンデュラス、ニカラグア、カナダ、インドネシア、フィリピン、ルクセンブルグ、イラン、ペルー、グアテマラ 14 箇国代表の意見開陳が行われた。

(367)

各国とも全体として条約案を支持した。

2. 特記すべき発言は、左の通りである。

- (イ) サウヂ・アラビア代表は、条約案を支持したが、外国軍の日本駐屯に反対した。
- (ロ) カナダ代表は、ソ連、チェコ代表の発言を攻撃し、条約案を公正なものとして、米国の立場を擁護し、
- (1) 速やかな日加漁業条約の締結
- (2) 日本の国際商業道德の改善を希望し、最後に、各国とも自国の経験のみで日本の民主的進歩の度合を量ることは必ずしも正しくないと述べた。
- (ハ) インドネシア代表は、特に賠償問題に関心を寄せ、日本に莫大な賠償義務を負わせる積りはないがと前置きし、左の質問を提出した。
- (1) 日本政府は、対日平和条約調印後速やかにこの賠償を具体的に規定する条約をインドネシアとの間に締結することに同意するか。
- (2) 日本政府は、インドネシアとの間にインドネシア近海の魚族保護のため条約を結ぶ用意があるか。
- (ニ) フィリッピン代表は、戦後の対日政策は、
- (1) 日本が将来フィリッピンその他の諸国に対して脅威とならざること。
- (2) 日本はフィリッピンその他の諸国に公正なる賠償を支払うこと。
- (3) 民主的、非軍国主義的日本と平和維持のため協力すること。
- の3点にあると述べ、次いで、懲罰的賠償を要求するものではないが日本の賠償を役務に限ることには賛成できぬと条約案第14条(a)に規定された以外の方途による賠償交渉を行う権利を留保した。最後に「…しかしながら、われわれが諸君を許し諸君に友情の手を差し伸べる前に、諸君は精神的悔悟と再生の証拠を示さねばならぬ」と述べた。
- (ホ) イラン代表は、アジアの古い文明を説き、次いで現在アジアの大部分は、西欧諸国の直接間接の支配下にあるとし、西欧とアジア諸国は国際連合憲章の下に平等の立場に立つべきであると西欧とアジアの平和への協力を説いた。

3. 要するに、この全体会議は、インドネシア、フィリッピン代表の賠償問題に関する発言が注目を惹いた点である。

(368)

9 9月7日 午後 第7回全体会議

(各国全権の意見陳述)

アチソン議長司会の下に、イラク、エクアドル、オーストラリア、リベリア、レバノン、エチオピア、ヴィエトナム、ポーランド及びアルゼンティンの9箇国代表の意見陳述が行われた。

- (1) イラク代表は、エジプトその他のアラブ諸国の所見を支持する旨を述べた。
- (2) エクアドル代表のステイトメントには、特記すべきことはない。
- (3) オーストラリア代表のスペンダー駐米大使は、過去を忘れることは容易でないこと、日本の戦争に対する責任は、軍部だけでなく、国民全体が負うべきものなること等を指摘したが、対ソ攻撃に主力をそそいだ。なお、平和条約第16条(連合国軍人に対する補償)について賛意を表した後、日本が将来これ以上の補償をすることを希望する旨を述べた。
- (4) リベリア代表のステイトメントには、特記すべきことはない。
- (5) レバノン代表は、エジプト代表の所見を支持し、また、日本国民の文化的、社会的特性を称賛した。
- (6) エチオピア代表は、領土の最終的処理は、自由になされた合意によつてのみなされるべきである旨述べた。
- (7) ヴィエトナム代表は、同国の戦争被害は多大なるものあり、経済の再建に困難しあること、自国に資源のないヴィエトナムにとつては、サービスによる賠償は役に立たないから、近い将来にもつと実効的な賠償支払の途がひらかれるよう希望することを述べた。なお、フランス代表の意見陳述にもあつたように、集団保障体制がこの地域についても確立されることを希望する旨を述べた。
- (8) ポーランド代表のステイトメントは、当然ソ連提案の支持に終始した。
- (9) アルゼンティン代表は、(1)平和条約第11条(戦争犯罪人)について、同国憲法は、何人も法律上の正当な手続によらずしては罰せられるべからざることを規定していること、(2)第14条(賠償)について、博愛的な団体の財産もその所在する国の管轄に専属するものと考えること、(3)第22条(紛争の解決)について、国際司法裁判所の管轄権は、制限的に解釈されるべきこと、(4)戦争による損害は、軍隊の行動によるもののみならず、戦争状態の存在そのものによるものも含むと考えること等を述べ

(369)

た。なお、日本との平和関係の回復を歓迎することに関連して、同国に在留する邦人は、同国の伝統及び生活様式によく同化し、忠誠に協力していると述べたことは、特異な点であった。

10 9月7日 夜 第8回全体会議

(日本全権の受諾演説、中共招請問題、米英全権の回答)

アチソン議長は、議事規則第18条に規定されている各全権の見解表明は終了したから、第7条に規定されている通り、日本全権の発言を許すべきであると、吉田首席全権の発言を求めた。

総理の演説は、別添のとおりで、ここに繰り返さない。

日本全権の発言が終つた後で、アチソンはセイロン、キューバ、ソ連の3全権から発言要求があつた旨を紹介し、議事規則第18条によつて発言を許したい旨を述べた。

まずセイロン全権は、(i)今後の発言は30分以内、午後11時までには終了すること、(ii)会議の議事は11時に完結とすることの動議を提出し、キューバ全権はその動議を支持しつつ、制限時間内で十分討議を行い、もつて全世界が言論と思想の自由への途を開くべく努力することを期待したいと述べた。

これに対してソ連全権は異議を申立て、ソ連提案の修正案を取上げるべきであると述べたが、アチソン議長は今までのソ連の発言は見解の表明であつて動議として提出されたものでないから、まずセイロンの動議を票決に問いたいと答えた。票決は41対1でセイロンの動議を支持した。

これに対してグロムイコは次のように異議を申立てた。

- (1) 提案に対して修正ないし追加をすることは、国際会議参加国の権利である。しかもそれは国際慣行に基いており、1945年のサンフランシスコにおける国連総会でも例外は見られなかつた。討議せずして単に受諾せよと強制するのは人権蹂躪である。
- (2) この会議は果して正しい平和に到達するための主権国家の集会かどうか。もし単に米英の平和条約を押しつけるためのものであるならば、ソ連は同調することはできない。
- (3) 既に述べたように、米英案は極東に平和を確立するものではなくかえつて日本を米国の軍事基地化するものである。このことは日本全権の言葉からも明かである。それは日本人民の権利を侵害し、かつ新しい戦争を起そうとする帝国主義的政策の見本である。

(370)

(4) かかるが故にソ連提案の討議を求めるものであるが、討議を望まない向は発言する要はない。要は時間の問題ではなく討議に関心をもつ若干の国があることを知っているからこの提案を行うのである。

(5) ソ連修正案は、平和愛好国民とくにアジア就中日本の平和愛好国民の目的に合致している。第1, 4億の中国々民はこの会議に代表されていないが、かれらは米英案に反対している。米英案は、日本の侵略、日本軍国主義の復活を許し、まず近隣の国民を脅かすものである。

(6) かくの如くソ連修正案は大多数の人民、とくにアジアの人民の歓迎を受けるべきものであるから採決を求めたい。

しかしアチソンはグロムイコの申立を取り上げなかつた。そこでポーランド次席全権ヴィニェヴィチは次のようにグロムイコを支持した。

- (1) かかる議長の裁定は19, 20世紀を通じて例のないものである。
- (2) ソ連修正案が票決に付されないようならば、これは会議ではない。ダレス氏が7月12日「儀式」と呼んだのは興味深い。
- (3) かつて偉大な英国人は「討議の自由を説くだけでは十分でない。それを実行せねばならない」と述べた。議長がこの言葉を実行しないのなら、それは全くの偽善である。

ここで米全権ダレスが立つて、次の如く述べた。

- (1) この会議前にソ連全権その他の国々は11箇月も討議することができたし、事実討議したのである。米国とソ連との交渉記録は一フィートもの高さになる。
- (2) 会議の招請状を発したときに、最終案に調印するためのものであることを明かにしておいた。しかもソ連政府に対しては誤解のないよう重ねて申入れてある。
- (3) ソ連やポーランド代表は、自ら欲しないのならば、この席に来るには及ばなかつたのである。しかも彼等は出席しているが会議は48対3で議事規則を定めたではないか。

かくてアチソンは議長の裁定の適否を票決に問い、46対3で支持された(棄権1、票決不参加1)。

次いでグロムイコはほぼ次のように述べた。

- (1) ソ連政府が最も重要と考える問題は、日本軍国主義の再生を阻止することである。

(371)

であるから、ソ連の提案は平和と安全のために闘う全世界の支持を受けている。米英案はかかる保障を規定していないのみならず日本軍国主義の再生に途を開くものである。

- (2) 米英案はさらに日本を米国の軍事基地化するものであるが故に平和にとつての大きい危険である。しかも米国政府はこの企図を隠そうともしていない。それは日本を第2のフィリピンにするものである。
 - (3) 米国は日本を一方のブロックにひき入れ、北大西洋条約に似た新しい攻撃的同盟を作ろうとしている。
 - (4) ここに代表されている多くの国は、日本から遠く隔つたところにあるが、中国、インド、ビルマなどアジア諸国の政府は会議に参加していない。この事実は米英案が新しい戦争を極東にひき起す危険をもつ証拠である。
 - (5) 米英案は今後数年間についてさえ日本の武装を制限していない。日本の軍国主義者たちが新しい侵略を準備することはきわめて易々たるものである。
 - (6) また米英案は日本経済を米国経済に従属させようとしている。であるから、ソ連は日本の通商及び海運の無制限発展について規定しようとしている。これは日本人の利益に役立つものである。
 - (7) これらの点について日本はこの会議における役割を休して米英案を支持する若干の形式的声明を行つたにすぎない。
 - (8) ソ連政府はサンフランシスコへ全権団を送つて日本との平和条約と称されるものが、なんら平和条約ではなくて、極東における新しい戦争を準備する計画にすぎないことを明かにしたのである。
- 次いで英全権ヤンガー國務相は次のように反駁した。
- (1) 48箇国の全権がこの条約を受諾したことを感謝するとともに、日本全権の演説を歓迎する。
 - (2) 3名の発言者は反対をしたが彼等の言分は、全く同一である。民主的な集会では、少数者の見解が表明し尽されたときに、多数者の意思が勝つものである。
 - (3) ソ連代表は恰もアジアを代表しているが如く語つた。しかし例えばインドは完全に自由な平和条約を起草することについてわれわれと同意見である。しかるにソ連代表は多くの方法で日本の主権を制限する如き提案をした。これはインドの見解である

(372)

とは思えない。また、ソ連案は、人権の尊重を励行する規定を伴っているが、東南ヨーロッパではソ連の黙認、否定の完全な支持の下に人権は蹂躪されているのではない。欠席者インドがそのようなことを支持するはずがない。

- (4) 中国の問題は今回の方法以外に処理する途はなかつた。ソ連代表は過去ばかり振返っているが、われわれ多くの者はこの条約に同意することによつて日本の将来に積極的な手段を講じようとしているのである。
 - (5) ソ連が4大国会議方式を主張したゆえんが、拒否権を行使することによつて多数の妨害をはかるのを目的としていたことが今やはつきりした。ソ連の目的は宣伝にある。われわれが、今までしばしば聞いたところと、ソ連の言分には変りがないが、アジアで内乱を援助し、侵略を行つているのはソ連自らである。そして今やソ連は自由な対日平和条約を妨害しようとしているのである。
- 最後にダレス全権が立つて次のように述べた。
- (1) ソ連との妥協の努力がなぜ成功しなかつたかは、ソ連の提案を見れば1目瞭然である。
 - (2) ソ連案は、内外から日本を強い力の犠牲にすべく無防備のままにおこうとする狙いであつた。
 - (3) 例えばソ連案第6にある、「日本における民主的傾向」を阻害すべからずとの規定についていえば、ソ連の辞書では「民主的」とは共産党のことであり、したがつて日本における共産党の活動を阻止すべからずということになる。これは内部から日本を無防備にする狙いをもつものである。
 - (4) 外部からの問題についても、ソ連案を見ればすぐわかる。まずソ連案は日本に象徴にすぎない軍備だけを認めて集団保障の利益を拒否している。また日本周辺の海峡について規定されているソ連案第13条は興味深い。(地図を示しつつ) それによると、宗谷、根室、津軽、対馬の各海峡は日本海に面する国の海軍にだけ通航を許されることになっているが、その場合唯一つの海軍はウラジオストックに基地をもつソ連海軍だけである。それは日本を二つに分ち、また日本と朝鮮を切断する狙いをもっている。国連さえ対馬海峡で作戦できぬのである。
 - (5) 以上が、ソ連案にひそめられた意図である。これでは、ソ連との妥協が不可能であることは明白である。われわれがソ連と一致できぬゆえんは、公正という偉大な精神

(373)

力を信じるものを一方とし、それを否定するものを他方にしているからである。スターリン曰く「正義、公正というが如き永遠の真理は存在せず」と。

- (6) ソ連はこの平和条約は真の平和ではないというが、ここにこの平和は戦争をひき起そうとする米国の行動でないことをおごそかに声明する。

最後に事務総長ウォーレン・アルチナーから条約原本に関する報告があつて、会議は終了した。

11 9月8日 午前 平和条約署名式

アチソン議長司会の下に、英国代表モリソン外相が平和条約の共同提案者としての挨拶を行つたのち、アルファベット順に48箇国の連合代表と日本代表の署名が行われ、最後にアチソン議長の挨拶があつて会議の幕を閉じた。

- (1) モリソン外相は、ヤンガー國務相と同様、過去における日英の友好関係にふれ、その再開を期待すると述べ、この条約は日本の特性、決意に対する信頼の条約であると述べた。さらに、重ねて日本国民に向つて、「日本の民主主義の基礎はできたが、英国の経験からして、その進化には、長年にわたる忍耐と努力が必要である。同情と理解をもつて日本政府を見守るものであるが、懸念をもたないわけではない。日本国民がよく訓練にたえることを期待する。戦前の日本では、一方において高度の工業技術と他方において低い労働基準、労働組合運動の抑制、社会的反動という要素が結び合わされた。これがよくなかつた。国家的威厳、国際協力及び社会正義の上に立つ新しい日本を真剣に希望する。」と述べた。

- (2) 会議に招請された連合国54箇国（米国を含む）のうち、インド、ビルマ、ユーゴスラヴィアの3国が参加せず、参加国のうちソ連、ポーランド、チェコスロヴァキアの共産圏3国がこの署名式に参加せず、結局48の連合国と日本が平和条約に署名した。

議定書には、次の26の連合国と日本が署名した。

オーストラリア、ベルギー、カンボディア、カナダ、セイロン、ドミニカ、エジプト、エチオピア、フランス、ギリシャ、ハイチ、インドネシア、イラン、イラク、ラオス、レバノン、リベリア、ルクセンブルグ、オランダ、パキスタン、サウディ・アラビア、シリア、トルコ、英国、ウルグアイ、ヴィエトナム、

その外、日本だけは、条約の加入等に関する宣言と戦死者の墳墓に関する宣言にも、それぞれ署名した。

(374)

- (3) アチソン議長は、その閉会の辞の中で、特に日本の友人に呼びかけて、「世界における平等と名誉と友好への大道に横たわる障害は、連合国の方で除きうる限りのものは、すべて取り除かれた。残りの障害は、諸君のみが取り除きうる。諸君が理解と寛大と懇情とをもつて他の諸国と行動するならば、それは可能である。これらの性質は、日本国民の本性のうちにある。この本性を日本政府の政策にされることをすすめる。」と述べた。

12 9月8日 午後 安全保障条約の署名

及び公文の交換

安全保障条約及び交換公文については、東京でまとまつていて、ただ何日どこで署名されるかが未定であつた。

9月2日午後総理がアチソン長官、ダレス特使を訪問の際、アチソン長官とダレス特使は、「外部に対しては、なお交渉をつづけておつて、平和条約署名後に交渉がまとまり署名するとの建前でゆきたい。会議中に安全保障条約が発表されると、ソ連代表に、平和条約の安全保障条項のみならず、この条約の条項までも非難攻撃の材料として提供することとなり、まずい。平和条約の安全保障条項に対するソ連邦の非難の根拠は、極めて弱い。」との内話があつた。総理は、これを了承された。

9月7日夜の会議終了後、会場において米国代表部から、翌8日午後5時、先般米、濠、新西蘭安全保障条約の署名式のとりに行われた当地米陸軍第6軍司令部内プレジディオ（将校集会所）においてとり行われるべき旨連絡があり、同時に、安全保障条約及び交換公文のテキストと署名の際の総理及び長官の挨拶は、署名と同時に公表されるべきことも連絡された。

署名と公文の交換は、予定どおり、プレジディオにおいて、日米双方の関係者、新聞関係者の立会のもとに行われた。署名後、別室において茶会があつた。

わが方の署名は、総理ひとりであり、池田全権、星島全権、一万田全権、吉武全権代理、大野木全権代理がプラットホームに列席した。

合衆国側の署名は、アチソン長官、ダレス特使、ワイリー上院議員（民主党）、ブリッジス上院議員（共和党）によつてなされ、スパークマン上院議員（民主党）、スミス上院議員（共和党）、ショート下院議員（民主党）、ブルークス下院議員（共和党）がプラットホームに列席した。

(375)

署名に先ち、アチソン長官は次のような挨拶をした。

「日米安全保障条約は、太平洋区域における平和擁護のための体制の一部をなすものである。米比防衛条約、米、濠、新3国安全保障条約、対日平和条約とともに世界の重要なる地域における侵略に対する安全措置の一環をなすものである。

この安全保障条約は、国連憲章の枠内で発達した安全保障体制の重要な一部をなすものである。この安全保障条約は、自由なる国家間の自発的な取極である。侵略の脅威に対し非武装日本を守ろうとして日本政府及び日本国民の到達したる自由意思に基く決定である。

この安全保障条約の目的は、平和にある。侵略と侵略の脅威が横行する世界において、平和と安全を守るには武力を以て自由を擁護する手段を講ぜざるを得ない。

この安全保障条約によつて定められる防衛措置は、日本国民が生活水準の向上のため実現した進歩を擁護する盾となるであろう。

この安全保障条約は、過去6年に亘り日米両国間に成長しつつあつた相互信頼の表現である。」

アチソン長官の挨拶に対し、総理は、左のとおり答えた。

「この安全保障条約は非武装、無防備の日本の安全を確保する。

日本は、一旦自由と独立とを回復した上は、その自由と独立とを確保するため十分な責任をとらねばならぬというのが、私の平素の信念である。不幸、日本は自衛の準備がない。従つて、合衆国が、日本の安全が太平洋及び世界の安全を意味することを理解して、平和条約成立後、暫定的に日本国内及び付近に米国軍を駐留させて、共産主義の侵略を阻止するようにして、日本に必要な保護を与えることに合意されたことを多とする。

日本国民は、独立回復後、自信と自尊と愛国心をとりもどすに違ない。日本国民は、今や、新たな精力と熱意とに燃え、極東の集団的安全保障に対するその責務を負担するであろうし、又、政府と国民は、この条約の細目を定めるに当り、よろこんで協力するであろう。」

安全保障条約の内容は、テキスト自体が、その意味を説明しておる。交換公文は、平和条約が効力を発生した後においても、日本が、現在行つておるとおり、極東において国際連合の行動に参加している連合国に対して日本国内及び付近において、連合国軍を

(376)

支持することを許し且つ援助すべきこと、並びに、所要の経費は、日本と関係連合国との間の協定によつて定める、但し、米国に関しては、日米行政協定によつて日本の負担となるもの以外は、米国の負担となるべきことを明かにしたものである。

概 説

平和会議の議場外において日本全権は、特定の連合国と特殊の問題について意見を交換したことがあつた。

かよになつたのは、9月2日午後の総理、アチソン長官、ダレス特使会談に端緒がある。すなわち、この会談で、先方は、米国としてはフィリピン、インドネシア、パキスタン、セイロンの如きアジア諸国が条約に参加することに重大な意義をもたせておるけれども、フィリピン、インドネシア（とくにインドネシア）は態度不明なので、日本全権においてこれらの諸国代表に接触して条約に参加さすよう外交力を発揮されたい、並びに、フィリピン、インドネシアが問題としおる点は、条約第14条(a)の賠償条項にあるので、日本がこの条項を忠実に履行する意思あることとそのために条約署名後なるべくすみやかに交渉をする用意があることを明かにされたい、但し、条約の規定以上に具体的な言質を与える必要は毛頭ないとの趣旨を述べたのである。

この会談の結果、総理は、

9月4日 午前 インドネシア首席全権スバルジョ外相

9月4日 午前 フィリピン首席全権ロムロ外相

9月4日 午後 セイロン首席全権ジェワルデーネ蔵相

9月4日 午後 パキスタン首席全権モハメド・ザフラ・カーン外相

と会談した。後の2会談は、儀礼的の会談であつた。

この外、相手方から提起された事項について話し合つたものに、オランダ代表部（但し、米代表部を経由して行われ、直接の交渉はなかつた）、濠州全権、ノルウェー全権があつた。

会談の題目は、賠償問題、漁業問題、戦争中日本軍に抑留された一般文民に対する補償問題の3つであつた。

各 説

(1) フィリピン代表団との交渉

9月4日の会談において、ロムロ外相は、「総理がワシントンに出発される前に、

(377)

米国を交えず直接会見し、賠償支払の意思ある旨の確約を得たい」といった。総理は、「自分は、条約署名後直ちに日本に帰える。条約第14条に基く会談は、直ちに、又、いずこの場所においても開始する用意がある。」と答え、ロムロ外相は、「自分とダレス特使との会談も全部賠償の問題についてであった。マ元帥も、日本人は賠償を支払う意思がある。日比間に必ず満足の行くような双務協定ができることを信ずる旨の発言があつた。日本政府の方で誠意を示して直ちに会談を開始するようにしてほしい。」と要望した。

9月5日午後の会議と夜の会議の間に西村（藤崎同道）は、フィリピン代表部宿舎（セント・フランシス・ホテル）に赴き、条約第14条(a)（賠償条項）について意見を交換した。（上述の総理ロムロ会談の結果わが方より先方に接触するようにとの総理の命によるものであるが、先方からも来訪を要請された）。先方は、マカパガル代表（下院議員）、シンコ代表（大学教授）その他代表代理3名が列席した。

当方から、総理の命により、ロムロ代表と総理との間の話合の線で事務局としてなしうるものがあれば、できるだけのことをしたいと述べた。先方から具体案を求められたので、当方から、

- (1) 日本政府は、賠償問題に関するフィリピンの国民感情はわかること。
- (2) 日本政府は、平和条約第14条(a)により賠償を支払うべき義務を受諾したので、その義務を誠実に果すべきこと。
- (3) 日本政府は、できるだけフィリピンの要求をみたすため双方にとり満足すべき方式を見出す目的をもつてすみやかに交渉を開始する用意があること。

の趣旨を文書でコンファームすることは、可能であろうと述べた。

先方は、それだけでは満足できない趣で、いろいろの問題を提起したが、その主なものを挙げれば、次のとおりである。

- (1) 総理は、いつでも交渉を始める用意があるといわれたが、それならば、具体的な腹案があるはずである。一体どれ位の賠償を支払うことができと思うか。

当方から、「今直ちに、ここで、そういう具体的な話をする用意をしてきていない。東京に帰ってからでも、具体的な話をするためには、事務局として相当研究しなければならない。事は、日本の経済全般に関する問題である。アメリカの経済援助に関する債務、連合国財産の補償など連合国側に対する他の債務との関係もある。

- (2) 加工方式による賠償の場合、一切の費用は、日本政府が負担するか。賠償という以上、そうあるべきだと思いが確認をえたい。ダレス特使は、ノン・プロフィット・ペーシスということをいわれたかも知れぬが、（注、当日のダレス特使の条約案説明では、フリーリー・ギヴンといっている。）以前の放送演説では、フリー・オブ・コストといった。

当方は、この点については、見解表示を差し控えると明言しておいた。

- (3) サーヴィスの語は、広い意味をもつ。条文では、原料はフィリピンから供給すべきことになっているが、原料が日本にあるものについては、その原料を使つて製造した物（例えば、陶器）をフィリピンに引渡すこともありうると考えるか。フィリピンは、リパレーション、イン、カインドを強く要望している。

当方は、明確な答を与えることを避けた。リパレーション、イン、カインドは、財政的インフレーションを伴うべく、軽々に可否を決定しえないと言つておいた。

- (4) 賠償の額について、日比間で争が解決されない場合、公平な第三者の裁定を求めることについて所見いかん。

当方は、両国間で、まず、誠意をもつて了解に達するよう努めようではないか。第三者による調停は、交渉ではどうしてもうまく行かない場合の話である。

概して、第三者の才断にまかすという思想には、リラクタントだと答えておいた。

会談の当初は、フティッフな態度であつたが、2時間近く押問答をしているうちにやわらいで、辞去する際には、お互の気持を理解する上に非常に役立ったといつていた。

その後、条約調印当日（8日朝）先方から、今一度総理とロムロ外相の会談をとり行う訳にゆくまいかとキンテロ代表代理（外務省法務局長）から電話があつたが、西村から、総理にその余裕がないことを説明して拒絶しておいた。又その節、6日会食の席上キンテロ代表代理から「私的」とことわつて交付された質問書（上記の会談でふれられたすべての点を質問書の形にしたもの、について会談したいと希望したが、これ又、先日会談の折答えた以上に具体的に答えることは、桑港においては、遺憾ながらできないので、他日を期したいといつて電話をきつた。

その後、フィリピン代表部からは、何等の申出に接しなかった。

2 インドネシア代表団との交渉

9月4日午前、総理インドネシア首席全権スバルジョ外相会談の際、総理は、「対日平和条約は、日本国民の支持するところであり、なるべく多数の国家の参加が望ましく、インドネシアがこれに調印することを希望するが、賠償問題について難点があるやに聞いている。日本政府としては、平和条約第14条(a)の義務を忠実に履行するよう直に交渉開始の用意がある。」との趣旨を述べた。

スバルジョ外相は、「本国においては、賠償問題がやかましく言われており、何とか国民の要望を満足させなければならない。この点に、大いに腐心している次第である」と答えた。

総理は、「インドネシアの要求をできるだけ満足させたいと考えているが、日本の経済復興は、いまだ完成せず、そこに困難がある。しかし、日本政府としては、直ちに、交渉を開始する用意がある。」といい、スバルジョ外相は、「双務協定締結のため、桑港で会談を開始したい。原則だけでもきめたいと思う。」と述べ、総理は、直ちに会談開始の用意があると応じた。

スバルジョ外相は、平和会議の席上行うステートメントに、できれば、上記の総理の陳述を引用したいので、係官を派遣して案文を協議したいとの希望を述べた。総理は、条約局長を指名した。

よつて、9月4日午後、シーボルト大使と打合せの上、条約局長（藤崎同道）は、インドネシア代表部を往訪、スジョノ代表（駐日代表）外数名と会談した。話の内容は、フィリピンの場合と違って友好的なものであつた。さらに5日夜、先方の求めにより、同代表部を往訪したが、この時は、漁業問題を出して来た。

9月6日午前、代表が会議で行うステートメントの案と賠償問題に関する書翰一通を送付して来、その後さらに漁業問題に関する書翰を送付して来た。

ステートメント案に対しては、異存ない旨を6日回答し、更に、7日夜の全体会議における総理のステートメントでも賠償及び漁業問題に関するインドネシア代表の質問に対し、「然り」と答えた。

賠償漁業問題に関する6日の総理の回答は、要するに、平和条約第14条(a)の義務を誠実に履行するという範囲をでないものである。

漁業問題については、日本漁業の進出によつてその近海を荒らされることを恐れているわけであるが、これに関する書翰の内容は、5日夜の会談の結果に基くものである。しかし、その際の話合いよりは、若干カテゴリーカルになっていたので、「国際的に認められている公海の自由は、常に尊重さるべきこと及び日本政府の国際的権利の放棄を意味しないこと」の留保付で確認の回答をした。従つて、これまた、平和条約第9条の義務を誠実に履行するという範囲をでないものである。

3 オランダ代表団との交渉

オランダ代表スティッカー外相が提起した問題は、ふたつある。ひとつは、条約第14条(b)による連合国の「戦争の遂行中に日本国及び国民がとつた行動から生じた連合国民の請求権」の放棄が国民の私権たる請求権を消滅させるもの、すなわち、私権没収の効果をもつものでなく、ただ条約の規定の結果国民は請求権を日本政府又は日本国民に対し追及して行くことができないことになるにとどまるという解釈につき、日本の確認をえようとするもの。当初、先方は、オランダ国民は、日本法廷に日本政府又は日本国民を訴追し得るが、オランダ政府は、条約の規定上これを支持する根拠をもたないという意味であつた。この原案に対し西村は、法的に承服し得ないと反対したが、ダレス特使は、直ぐわが主張を容認した。

いまひとつは、戦争中蘭印において日本軍のため抑留された一般文民に対する補償を道義的に日本政府において考慮してもらいたいというもの。これは、基礎ぜい弱な現オランダ内閣として、内政上日本政府からある程度の保証を得たいというのである。この種の言質を与えることは、他の連合国との関係からしても、日本の負担能力の点からしても、できないことであると、わが方は答えた。

が、何等かの形でオランダに対して安心を与えることが、同国内政上の理由から、どうしても必要であるとの事由から、ダレス特使とスティッカー外相との間の困難な交渉となり、その結果、当初の交換公文はすてられ、スティッカー外相の会議における意見開陳の中に挿入すべき文言案と日本全権の確認文言案とが、9月5日夜11時当方に交付された。それは、第一の点は、わが方の主張どおりであり、第二の点も、実質上日本側の言質は、少しも与えられていない巧妙な案文であつた。9月6日午後、総理の了承を得て同意の旨米代表部に伝えた。

スティッカー全権は、9月6日午後第5全体会議で、意見開陳をし、翌7日確認を

求めてきたので、翌9月8日午前平和条約の調印式場で総理の返簡を、オランダ代表に手交した。

4 オーストラリア代表団との交渉

9月6日午前、総理、濠州代表スペンダー大使と会談の際、(フェアモント・ホテルにて)、スペンダー大使は、アラフラ海における日本漁民及び漁船の活動について濠州人の懐く懸念を述べ、濠州側の提案を文書で送くるから、東京に持参して研究の上返事ありたいと述べた。

翌7日朝フェアモントホテルに濠州代表団を往訪したが漁業問題については、一切東京でホヂソン大使と話をしてほしい、桑港では何等の意思表示も期待しておらないとのことであった。

書面は、7日朝受領した。先方の提案は、われわれの東京出発前に受領した濠州の提案に比し稍緩和されている。とくに、期間を1年に限っている点で。但し、なお、わが方の対策とは、距離があるので、帰国の上、水産庁と協同して、処理する必要がある。

5 ノールウェイ代表との会談

ノールウェイ代表たるモルゲンスターン駐米大使は、6日午前の会議におけるそのステイトメントの中で、戦争中日本に抑留された海員は、軍人でないために、平和条約第16条による補償を受けることができないが、日本政府においてこれに対しても補償することを考えてもらいたいこと、日本の捕鯨船隊を自発的に制限されたいことの二点を述べた。その後、同代表から日本側と会談したい旨申し越したので、9日前条約局長は同代表を往訪した。

先方の目的は、上述の二点について話し合いをすることにあったが、当方は、次の趣旨を述べた。

- (1) 日本は、平和条約で直接規定されている各般の賠償や補償の義務だけでも、背負い切れない位の負担になっている。そのことは、条約の規定自身が認めている。その上に条約外の補償義務まで負うことは不可能である。海員というものの特殊性に坎がみ、これを第16条による補償でカバーすることができるのではないか。
- (2) 世界中の鯨の推定頭数から見て、諸国の捕鯨船隊の数が過大になろうとしていると考えられるならば、国際捕鯨条約による捕鯨委員会で問題を提起されたい。

この面で国際協力の方途を発見しようとする場合、日本としては誠意を以て協力する用意がある。貴方の心配の点は、東京に帰ったら、関係当局によく伝えておく。

これに対して、ノールウェイ代表は、「本国政府から訓令を受けたので、特にこの二点を取り上げたわけである。将来、また、東京で何等申出ることがあるかも知れないが、この会議に際して話し合いをすることができたことを感謝する」と述べた。

14 会議に関連する公式行事

今回の会議については事前に、桑港においては、各国全権間の公式訪問ないし答礼の如きは、すべて省略し、会議初日(9月4日)の歓迎儀式後、米国全権団の宿舎たるパラス・ホテルに行われるレセプションにおける会合をもつてこれに代えたいとの趣旨が通達されていた。

会議に関連する公式行事としては、この4日夜のレセプション、9月6日夜オペラ・ハウスにおける桑港市民委員会主催の各国全権招待の音楽会と、平和条約調印の日(9月8日)の夜、同じく、パラス・ホテルで行われたステート・パンケットを挙げればよい。

4日のレセプションには、トルーマン大統領も出席した。

8日のステート・パンケットは、桑港市民委員会主催であつて、会議参加の各全権と随員も招待された盛大な宴会であつた。ロビンソン市長の歓迎の辞、ウォーレン加州知事の祝辞があつた後アチソン議長、スペンダー副議長の答辞につぎ総理が最後に、オノラリー・ゲストとして演説をし、11時に宴は閉じられた。各演説に盛られた民主日本に対する信頼と期待とは、日本人にとっては聴いて気持のよいものであつたが、総理は、その演説で開国以来の日米友好関係を回想し、再び日本が米国の指導的役割を演じた平和条約によつて国際社会に復帰せんとしつつあることをよろこぶ情を述べ、連合各国が日本国民が平和条約において与えた平和愛好の民主国民たるべき旨の誓約を裏切るが如きことなかるべきことを明かにした。

なお、平和会議と同時にデ・ヤング博物館において日本古美術展覧会が開催され(5日開会)、又、5日夜フェアモント・ホテルにおいて在留邦人の日本全権団歓迎会が開催され、総理が、出席して一場の挨拶をしたことを付記しなければならない。

付録 64 1951年9月13日（米）＝14日（日）作成の内奏資料「桑港平和会議の経過について」

「桑港平和会議の経過について」

桑港会議は、9月4日午後7時の開会式に始まり、予定どおり、9月8日午前10時からの調印式をもって終わりました。参加国52のうち、ソ連、ポーランド、チェコの3国を除く、49国が調印しました。

この会議で、先に公表された最終条約案は、何等の修正もうけませんでした。桑港平和会議は、招請状にありましてとおり、名実ともに、対日平和条約の署名のための国際会議としての使命を達成したのであります。

会議は、9月5日午前の第1回全体会議で、議事規則を採択し、議長にアチソン国務長官、副議長にスペンダー豪州全権を選挙し、9月5日午後の第2回全体会議で、米英全権から条約案の説明を聴取しました。それから、9月5日夜、6日午前と午後、7日午前と午後の全体会議、すなわち、第3回ないし第7回全体会議におきまして、各国全権から意見の開陳がありました。右が終つて、7日夜の第8回全体会議におきまして、日本全権の平和条約の受諾演説をきき、8日午前平和条約署名式を行つて、会議の幕をとじたのであります。

4日夕刻の開会式におきましては、アチソン米全権が仮議長席について、ロビンソン桑港市長、ワーレン加州知事の歓迎の辞について、トルーマン大統領の演説がありました。トルーマン大統領が日本における占領行政の成功とマックアーサー元帥、リッヂウェイ大將両司令官の功績をたたえ、同時に、日本国民が降伏条項を忠実に履行し占領軍とよく協力をし、日本が、その結果、全く新しい国家として生れ変わったとして、(イ)秘密警察の解体(ロ)新憲法(ハ)婦人の参政(ニ)新労働法(ヘ)独占禁止法(ホ)農地改革を説き、日本国民に自主権を回復することが可能であると述べたことは、われわれの言いたいところを言ってくれましたような感じで、意を強くいたしました。

5日午前の第1回全体会議は、議事規則の採択と議長及び副議長の選挙を行つたのであります。今回の会議を通じて一番興味をもたれたのは、この会議でありました。ただし、会議に出席しているソ連、ポーランド、チェコが会議の成功を妨げるためにどのような作戦にでるかが注目されていたからであります。米英側では、ソ連側の議事妨害をうまく阻止する仕組になつて議事規則案（例えば会議の目的は、平和条約の署名に

あることを明らかにし、各国全権の発言時間を1時間に限定する等）を提案しております。ところが、ソ連代表は、予期されたとおり、この会議に中共代表を招請すべきであるとの主張をもちだし、従来国連その他の国際会議で主張してきているところを長々と繰り返したのであります。ポーランド、チェコがこれに加担したこと、もちろんであります。アチソン仮議長は、会議が議題にしているのは、議事規則の採択であつて、中共代表招請の動議は却下する（アウト、オブ、オーダーだ）と裁決し、その裁決を会議の票決に問い35対3で成立しまして、ソ連の中共招請を軽く斥けたのであります。米英側の議事規則案に対しても、ソ連、ポーランド、チェコは、数多の修正案をだしたのでありますが、すべて、賛成するものは3国以外になく、票決で不成立に終わり、最後に、米英提案の議事規則案が、48対3の絶対多数で採択されました。ここに至るまでのアチソン仮議長の議事振りは、冷静、沈着、寛厳宜しきを得、堅実、正確、ソ連側をして乗ずべき間げきを与えず巧妙を極めたものでありましたが、この米英提案にかかる議事規則がそのまま採択されたことは、爾後における会議の進歩を大いに助けました。

5日午前の第2回全体会議では、米英全権による条約案の説明があり、その前に、会議事務総長ケルチナー（米）から、52箇の全権委任状の審査報告があり、全部良好妥当なものであると認められたのであります。

条約案の説明にあつたのは、米側ダレス特使、英側ヤンガー国務相でありました。両者とも、条約案の作成の経緯と条約案の内容について簡潔明瞭な解説をしました。両者とも、奄美大島、沖縄諸島に対して日本の主権が残るものであることを公けに言明してくれましたことをよろこばしく感じました。この点は、吉田の受諾演説において、了承（テーク・ノート）する旨特に言及しておいたのであります。

ダレス、ヤンガー両氏の説明の後、メキシコ、ドミニカ代表が立つて、条約案を支持しましたが、ソ連代表は、「ソ連は将来日本の侵略に対してアジアの平和を保障するため実効的な措置を講ずる必要のあることを主張してきたが、米英案は、かえつて、日本の軍国主義を助長せんとするものである。中共はもとより、印度、ビルマが会議に参加しないことは、大なる欠陥のあることを立証している」と述べた上、13項に及ぶ修正案を提案したのであります。ソ連代表の発言中、アチソン議長は、議事規則によると各国代表は修正案を提出する権限はない筈だと注意し、ソ連代表は、意見として陳述するのだと答え、又、時間を超過したと議長から注意せられ、同代表の1時間を若干超過す

る発言の終了とともに閉会になったのであります。

会議は、5日夜（第3回全体会議、2ヵ国）、6日午前（第4回全体会議、12ヵ国）、6日午後（第5回全体会議、7ヵ国）、7日午前（第6回全体会議、14ヵ国）、7日午後（第7回全体会議、9ヵ国）と、連続して各国代表の意見の陳述をきいたのであります。条約案の支持が絶対多数であるのは、もちろん、民主日本の国際社会復帰を勧迎する旨と今後における日本の役割に対する期待と信頼とが表明されましたことは、日本人として、愉快に感じました。中には、もちろん、過去の日本に対する怨みとか条約の規定中賠償条項等に対する不満を述べた代表がありましたことは、50を超ゆる多数国の間に平和条約を結ぼうというのでありますから、致し方ないところであろうと存じます。

とくに、印象にある発言について申しますと、

6日の午前ではセイロン代表ジャェワルティーン蔵相が、強くソ連代表の主張を反ばかりし、セイロンは賠償を要求しない、日本に対し友情の手を差し伸べ平和と繁栄のため協力しようとするものだといひ満場の拍手をあげました。

6日午後では、シューマン仏外相が「一部の大国が参加しない平和条約は、もちろん十全なものとはいえないが、これ以上戦争状態を継続することはできない。条約起草に当たつての日本再武装問題に関する構想としては、強い国民が劣等な地位に置かれる場合、結局その国民が再び軍備をすることを阻止できるものではないから、むしろ、彼等を平和再建という共同の仕事の仲間にするべきである。2ヵ月後パリで開かれる国際総会でこの平和条約が承認され、日本もイタリアとともに平和愛好国の仲間として参加ができることを希望する。」という骨子の演説をしたのであります。内容はもちろん、その声調といい態度といい流石老練な政治家であるとの感じをもたせるものがありました。

ニュージーランド代表ベレントセン駐米大使の日本攻撃は、意外でありました。日本攻撃が終ると顔をソ連代表の方に向けて、更に猛烈にソ連を難詰しだしたのは一驚を喫しましたが、議場は拍手してこれを迎えました。ソ連の態度を面白からず思う議場の空気を明らかに表明致しました。後日、ソ連代表は、発言の際に、ニュージーランド代表の態度を責めておりました。

7日午前では、カナダ代表ピアソン外相が、漁業協定の速やかな締結と日本の国際商業道徳の改善とを希望し、インドネシア代表スバルジョ外相が、賠償義務の履行と漁業協定の締結とを希望しました。フィリピン代表ロムロ外相は、「フィリピンの戦後

（386）

における対日政策は、(i)日本が将来フィリピンその他の諸国に対して脅威とならぬこと。(ii)日本は、フィリピンその他の諸国に公正なる賠償を支払うこと。(iii)民主的日本と平和維持のため協力することの三点にあるが、(i)と(ii)とはともかく(ii)の賠償については条約第14条は原料を供給してこれに日本で加工する方式の賠償のみを認めていて不満足である。その他の方式による賠償を、日本は、なすべきである。」として、自国の被害の甚大なことを説き、「今日の日本に、かえつて、繁栄の兆候あり、故に即時賠償を要求することは言わざるも将来その支払を工夫すべきである。」と、いかにもわれ自らは極東諸民族の代弁者なりという如き態度で、演説いたしましたため議場は不快にこれを聴取した如くに感ぜられました。

7日午後ではオーストラリア代表スペンダー駐米大使が、「過去を忘れることは容易でない。日本の戦争に対する責任は、軍部だけでなく、国民全体が負うべきである」ことを指摘しましたが、対ソ攻撃に主力を注いだように見えました。これは、ひとつには、スペンダー外相が、会議の副議長に地位にあつて、会議の成功のためにあまり日本攻撃をやつては、ソ連の手前よりしからずと考えたものの如くに思います。同代表は、「条約第16条（中立国にある財産を捕虜救恤のために赤十字国際委員会に提供することを定めている。）を日本が承諾したことを多とするが、これだけでは不十分だから、日本がこれ以上の補償することを希望する」

と述べました。この点は、オランダ代表スティッカー外相も言及し、ノールウエー代表モルゲンステルヌ駐米大使も言及していたところであります。

この頃から会議の進行は、頗る順調に且つ早くなりまして、日本全権の受諾演説も、予定より早くなり、初め8日朝と思われましたが遂に7日夜の全体会議冒頭にすることになりました。受諾演説は、陛下に出発前申し上げた腹案を骨子にしまして、三日間ばかり会議に列席して得ました印象を考慮にいれて加筆訂正したものであります。日本国民として、条約案並びに議場において表明された日本に関する陳述について、申し立てたい事柄は、全部言うと同時に新日本が、今後、世界の平和と繁栄の確立のため大いに為すあらんとする覚悟を披瀝し、この日本国民の覚悟に対し列国の信頼を要請したものであります。事前に、米国代表に内示しましたが、ダレス氏の意見にて最後の一節をつけ加えることとなりました。吉田といたしましては、条約案の説明に際して米英代表が南西諸島に対する日本の主権は残つておると言明しましたのをとらえて、

（387）

日本国民を代表して、これに謝意を表明することによつて、公式に了承しておくことができ、又、ソ連代表がその演説で日本は南樺太及び千島列島を侵略によつて奪取したのだといいましたので、これをとらえて、南樺太及び千島列島に関する史実を述べてソ連に対し言いたいことを十二分に言っておきました。日本が自由世界の一盟邦であるべきことを明らかにし、又、日米の間に安全保障上の取極をなすことの当然性も解明しておきました。

吉田の演説後、会議は、発言時間30分以内、11時で閉会するという動議（セイロン代表提出）を採択して討論に入りました。ソ連代表は、これに不満で、ソ連提案の条約修正提案の審議を求め、ポーランド代表これを支持しましたが、アチソン議長は、今までのソ連の発言は見解の表明であつて動議として提出されたものでないから取り上げる訳にゆかないと裁決し、この裁決は、46対3で支持されたのであります。

次いで、上述の動議に従つて、討論に入り、ソ連代表からソ連の対日平和問題に対する主張を繰返えし、桑港会議は各国の発言の自由を制約した偽の国際会議であると論じましたが、英国代表これを反駁し、ダレス特使も立つて怒気に満ちた調子で、「ソ連との妥協がなぜ成功しなかつたかは、ソ連の提案をみれば一目瞭然である、ソ連提案は、内外から日本を強い力の犠牲にすべく無防備のままにおこうとする狙いである、ソ連提案の第13（宗谷、根室、津軽、対馬各海峡を非武装とし、日本海に面する国の海軍のみが通航しうとする。）は、日本を二分し、日本と朝鮮とをたち、国連軍さえ日本海や対馬海峡で作戦し得なくなるふらち極まる提案だ。」と地図を示しつつ論じ、「この平和会議が11カ月にわたる交渉の結果としてでき上つた条約に署名するために開催されていることを、百も承知のソ連代表が、左様な言説を吐くとは何事ぞや。」と詰め寄りまして、満場の拍手をえました。その間、ソ連代表グロムイコが席を離れたため、ポーランド、チェコ代表団の全員も立つて議場外にでましたので、スワ、ソ連圏代表の総引揚げと議場色めきました。グロムコ代表は私用で立つたので、間もなくソ連外二全権は復席して、一場の笑話に終わりました。

9月8日午前10時から条約調印式が行われました。モリソン英外相が平和条約の共同提案者として挨拶を行つたのち、ABC順で48の連合国が署名し、最後に、日本が署名し、11時45分に署名を終えました。署名国数は、平和条約につきましては、日

本をいれ49カ国、議定書につきましては、日本を入れ27カ国、二つの宣言は、日本だけが署名いたしました。ソ連、ポーランド、チェコは、調印式には、顔をだしませんでした。

前述のモリソン外相の挨拶につきましては、最後に、同外相が、英国国民の日本国民に対するメッセージとして、「日本の民主主義の基礎は、できたが、英国の経験からして、その進化には、長年にわたる忍耐と努力が必要である。同情と理解とをもつて日本政府を見守るものである。懸念をもたない訳ではない。日本国民が、よく試練にたえることを期待する。戦前の日本では、一方において高度の工業技術と他方において低い労働条件、労働組合運動の抑制、社会的反動という要素とが結び合わされた。これが、よくなかつた。国家的威厳、国際協力及び社会主義の上に立つ新しい日本を真剣に希望する。」と申しましたが、これは労働党としての立場より日本の低労働賃銀による競争を恐れての発言と存じました。

又、アチソン議長は、閉会の辞におきまして、とくに「日本の友人」に呼びかけるのだといつて、「世界における平等と名誉と友好への大道に横わる障害は、連合国の方で取り除きうる限りのものは、すべて取り除かれた。残りの障害は、諸君のみが取り除きうる。諸君が理解と寛大と懇情とをもつて、他の諸国と行動するならば、それは可能である。これらの性質は、日本国民の本性のうちにある。この本性を日本政府の政策にされることをすすめる。」と申しました。政府及び国民にとり、理解と友情にみちた忠言だと感じた次第であります。

日米安全保障条約の案文は、両国間にまとまつており、ただ何日どこで署名するかは未定のまま東京を出発したのであります。9月2日アチソン長官、ダレス特使と会談しました際、両氏から、「外部に対してはなお交渉中として、平和条約署名後に交渉がまとまり署名するという建前でゆきたい。会談中に安全保障条約が発表されると、ソ連代表に、非難攻撃の材料を与えることになり面白くない。」との話がありましたので、吉田は、直ちに同調いたしました。

9月7日夜の全体会議終了後、初めて、先方から8日午後に署名したいこと、署名後、条約と同時に交換される公文及び國務長官と吉田の挨拶も公表したいとの連絡があり、7日夜と8日午前にかけて準備をととのえ、8日午後5時桑港米陸軍第6軍司令部内プレシディオ（将校集会所）におきまして双方の関係者、新聞関係者の面前で署名を

了しました。日本からは、吉田、米側からは、アチソン長官、ダレス特使、ワイリー上院議員、ブリッジス上院議員が署名しました。

署名前の挨拶で、アチソン長官は、「この条約は、太平洋地域における平和擁護のための体制の一部をなすものである。

この条約は、国連憲章の枠内で発達した安全保障体制の重要な一部をなすものである。この条約は、自由なる国家間の自発的な取極である。この条約の目的は、平和にある。この条約によって定められる防衛措置は、日本国民が生活水準の向上のため実現した進歩を擁護する盾とならう。この条約は、過去6年間にわたり日米両国間に成長しつつあった相互信頼の表現である。」と申しました。吉田は、「日本は、自由と独立とを回復した上は、その自由と独立とを確保するため十分な責任をとらねばならぬというのが、私の信念である。不幸、日本は、自防の準備がない。従つて、合衆国が、日本の安全が太平洋及び世界の安全を意味することを理解して、平和条約成立後、暫定的に、日本の国内及び附近に米国軍を駐留させて、共産主義の侵略を阻止することに同意されたことを多とする。日本国民は、独立回復後、自信と自尊と愛国心をとりもどし、極東の集団安全保障に対する責務を負担し、又、政府と国民は、この条約の実施に当つてよるこんで、米國と協力する。」と答えておきました。

条約と交換公文とは、東京でまとめられたとおりであり、又、その内容は、一読しますと明瞭でありまして、とくに御説明申し上げることは、ありません。

以上を以つて、会議の模様の説明を終わりました。その外、前に申しました、9月2日の会談におきまして、アチソン長官、ダレス特使から、米國としては、會議参加國が一国でも多く条約に署名することを希望する。しかるにアジア諸國のうちには、なお調印を決定していないものがある。ソ連の影響も無視できない。だから、これらの代表に対して、日本全權において積極的に接触し条約調印に同意さすよう努力あり度いとの要望があり、とくにフィリピン、インドネシア、パキスタン、セイロン代表と会見するよう要望されたのであります。吉田は、これら4國代表を歴訪し、「日本国民が平和条約を喜んで受諾しおこなれば署名に同意せんことを要望す」と述べました。とくにフィリピンとインドネシアとは、条約第14条(a)(賠償条項)に不満で日本に賠償支払の意思の有無を問題と致しておりますので、吉田は、日本は、第14条(a)を受諾した以上、誠実にその履行に努力すべく、そのため、署名後なるべく速やかに話合をする用意

があると応答しておきました。賠償条項について、それ以上具体的の言質を与える必要のないことは、米國側でも同意を表したところであります。インドネシアは、漁業問題についても、早く、協定を作りたいと申すので、これまた、原則として異論ないことを答えておきました。セイロン、パキスタンは極めて友好的でありました。これらのアジア諸國がすべて、9月8日条約に署名したことは、吉田の満足とするところであります。この他オランダ全權は、戦争中日本軍に抑留された一般人に対する補償の問題、漳州代表は、漁業問題、ノールウェー代表は、戦争中日本に抑留されたノールウェー船員に対する補償問題、捕鯨船増強問題について話をしてきましたが、いずれも、平和条約の条項以外にわたるものについて言質を与うることを回避し、相手の感情を害しない範囲において、出来ないことは、できないと申しておきました。

吉田は、平和条約が何の修正もなく、48の連合國によつて署名されましたこと、日米安全保障条約の署名が滞りなく済みまして平和後の日本の安全について、一応安心ができることになりました次第を言上いたしますことは無上の光榮であります。桑港平和會議全般を通じて、一部には日本の過去をとりあげて悪しざまにいい、あるいは、日本の将来について懸念を示す者なきにしも非ずではありましたが、連合諸國は一ソ連圈の3國を除き一なべて民主日本に対し理解と同情をもち一日も早く旧來の友好協力関係にはいたいと熱望しておることを看取しました。否、むしろ各國代表は、敗戦日本が再び将来世界の強國たるべきを意識しておることを感知しました。かれらのわが國が國際社會において将来演ずべき役割として期待するところは、一般日本人の考えているところより遙かに大きいように感じました。

アメリカ朝野の日本に対する友情と信頼と期待とは、甚だ大きいことを、親しく識る機会をもちました。

ソ連の會議における非難と攻撃は、既に、言いふるされたことで、格別効果があつたとは、思ひませぬ。むしろ、かれらが出席したために、残る48の連合國の協調がとり易かつた面もあつたであらうと考えるのであります。

付録 65 1951 年 9 月の「サン・フランシスコ会議の解説」

—ただし付録の 1. 吉田首相の受諾演説および 2. 議事規則は省略—

付・「解説」の一部の英文

サン・フランシスコ会議の解説

目 次

- 1 概 説
- 2 9 月 4 日 夕刻 歓迎式
- 3 9 月 5 日 午前 第 1 回全体会議
(議事規則、中共招請問題、議長選出)
- 4 9 月 5 日 午後 第 2 回全体会議
(米英全権による条約案の説明)
- 5 9 月 5 日 夜 第 3 回全体会議
(チリ、ボリビア計 2 箇国の各国全権の意見開陳)
- 6 9 月 6 日 午前 第 4 回全体会議
(エル・サルヴァドル、ノールウェー、ハイチ、エジプト、ラオス、セイロン、キューバ、コロンビア、コストリカ、トルコ、南アフリカ連邦、ベルギー計 12 箇国の各国全権の意見開陳)
- 7 9 月 6 日 午後 第 5 回全体会議
(カンボヂャ、チェコスロヴァキア、パキスタン、フランス、オランダ、ニュージーランド、ギリシャ計 7 箇国の各国全権の意見開陳)
- 8 9 月 7 日 午前 第 6 回全体会議
(シリア、サウヂ・アラビア、ヴェネズエラ、ウルグアイ、ホンデュラス、ニカラグア、カナダ、インドネシア、フィリピン、ルクサンプルグ、イラン、ペルー、ブラジル、グアテマラ計 14 箇国の各国全権の意見開陳)

(392)

9 9 月 7 日 午後 第 7 回全体会議

(イラク、ユクアドル、オーストラリア、リベリア、レバノン、エチオピア、ヴェトナム、ポーランド、アルゼンチン計 9 箇国の各国全権の意見開陳)

10 9 月 7 日 夜 第 8 回全体会議

(日本全権の受諾演説、中共招請問題)

11 9 月 8 日 午前 平和条約の署名式

12 9 月 8 日 午後 安全保障条約の署名及び公文の交換

13 むすび

附録 吉田首相の受諾演説

議事規則

1 概 説

1. サン・フランシスコ会議は、9 月 4 日午後 7 時の開会式に始まり、予定どおり、9 月 8 日午前 10 時からの署名式に終った。平和条約には、参加 52 箇国のうちソ連、ポーランド、チェコスロヴァキアの 3 国を除く 49 箇国が署名した。
2. この会議で、さきに公表された条約案は、何らの修正も加えられず、サン・フランシスコ会議は、招請状にあるとおり、名実ともに対日平和条約署名のための国際会議であつた。
- 米英共同提案にかかる平和条約案に対する各国代表の意見開陳は、9 月 5 日午前第 1 回全体会議における議事規則の採択、議長副議長の選挙に引き続いて、9 月 5 日午後の第 2 回全体会議から行われ 9 月 7 日午後の第 7 回全体会議で終了した。
3. 日本全権は、各国代表の意見開陳の終了後、9 月 7 日夜の第 8 回全体会議において平和条約受諾の演説を行つた。
4. 日米安全保障条約は、9 月 8 日午後 5 時ブレンディオの米陸軍第 6 軍司令部内において署名式が行われ、条約のテキスト及び交換公文は吉田全権及びアチソン國務長官の演説と共に署名直後に発表された。
5. 今回の対日平和会議に関連する主な公式行事は、

9 月 4 日午後 8 時よりパレス・ホテルにおける米国全権団レセプション

9 月 6 日午後 8 時よりオペラ・ハウスにおけるサン・フランシスコ市民委員会主催の各国全権団招待音楽会

(393)

9月8日午後8時よりパレス・ホテルにおけるサン・フランシスコ市民委員会
主催の各国全権団招待のステイト・デイナー
であつた。

2 9月4日 夕刻 歓迎式

アチソン米国全権、仮議長席に着き、7時開会を宣し、1分間の平和祈願の黙禱を行った。次いで、ロビンソンサン・フランシスコ市長、ワーレン加州知事の歓迎の辞が述べられた後、トルーマン大統領は、大要左のごとき演説を行った。

- (1) まず、各国全権団に対する歓迎の言葉を述べ、
- (2) 日本における占領行政の成功とマッカーサー、リッジウェイ両司令官の功績に言及し、日本国民が降服条項を忠実に履行し占領軍と協力した点を賞讃した後、
- (3) 日本がその結果全く新しい国家として生れ変わったとして、(イ)秘密警察の解体、(ロ)新憲法、(ハ)婦人の参政、(ニ)新労働法、(ホ)独占禁止法、(ヘ)農地改革に言及、日本国民に自主権を回復させることが可能であると述べた。
- (4) しかしながら、米国は、パール・ハーバー、パタアンの事件を忘れたわけではなく、その他多くの同盟諸国も同様であるから、新しい日本に対して必しも各国が直ちに完全な親愛と信頼を寄せるものとは思われない。日本はこの後長期間にわたり努力をつづけなければならぬまいとし、
- (5) 次いで講和条件に言及し、ダレス特使の1年にわたる努力に関する説明をなした後、
『現在太平洋方面には侵略による重大な脅威が存在し、さらに拡大の恐れがある。日本と講和する目的の1は、日本の安全を保障し且つ日本が他国の安全を脅威しないようにすることにある。そのためには、なお時間がかかるとは思いますが、日本を国際連合の協力機構に参加せしめることが必要である。平和条約は、日本が国際連合に加入する意思のあることを明記している。従つて、日本国民は、平和条約の締結により国際連合の一員としての基本的義務を負担する一方、連合国は日本が国際連合の保護の下に立つことを認めるものである。しかし、それだけでは、十分でない。』とし、
- (6) 米比、米濠ニューギランド相互援助条約署名の事実を述べた後、日本と米国との間に締結されるべき二国間条約に言及した。

(394)

3 9月5日 午前 第1回全体会議

(議事規則、中共招請問題、議長選出)

アチソン仮議長は、開会を宣した上、最初の議事は、議事規則の採択と議長、副議長の選出であると述べ、さらに、この会議の性格について述べたいとて、この会議は、11箇月にわたる外交交渉によつて作成された条約文に調印するための会議であることを特に指摘した。

これに引き続き、ニュージーランド全権は、米英全権団起草にかかる議事規則を採択すべき旨の動議を提出し、キューバ全権がこれを支持した。

次いで、ソ連グロムイコ全権は、中共を会議に招請すべきであるとて、次のように主張した。

「中共は、中国人民の唯一の法的代表であり、対日平和条約の準備及び極東の永続的平和について特殊の利害関係をもっている。中国人民は、長年月にわたつて日本の侵略と戦つた。中国は、1942年1月1日の連合国宣言、1943年のカイロ宣言、1945年7月26日のポツダム宣言、8月2日のポツダム協定、その他の国際約定についてみるも国際協定の主要な一員であつた。中国は、米英ソ各国とともに日本の降伏文書に調印した。また中共を除外しては、極東の永続的平和は到底確立できない。」

そこでアチソン仮議長は、今や動議として提出された議事規則を採択することが先決問題であると述べた。

ここでアチソン仮議長とグロムイコ全権の間に論争が行われ、チェコスロヴァキア全権及びポーランド全権もそれに加わつたが、共産側の主張は、次の点にあつた。

「議事規則はまだ採択されていないのであるから、中共招請問題を討議して悪いはずはない。議事規則の討議に先立つて会議参加国を決定することこそ、国際慣行にそうゆえんである。19世紀初以来、米国はアジア諸国を抑圧してきたが、目下米国は極東における最も重要な問題の一つの解決に反対している。米国の態度は国家の基本的権利を否認するものである。」

この共産側の主張に対し、英全権ヤンガー國務相は、仮議長の裁定を支持し、速かに議事規則を採択すべき旨を主張した。

かくて、まず、仮議長は、議長裁定の適否を表決に問い、35対3で可決された。こ

(395)

こでソ連全権は、議事規則採択後最初に発言する権利を留保する旨を申し立てたが、アチソン仮議長は、どの国の全権にも特に「権利」というものは現在ないはずであると答えた。

次で仮議長は、議事規則の採択を行おうとしたところ、再びソ連及びポーランド全権、次でチェッコ全権との間に押問答が繰返えされ、共産側は、議事規則の案を作成するために小委員会を設置することを主張した。それに対し、サルヴァドル全権が反対し、次いで、セイロン全権ジャイワルディーン蔵相は、次のように共産側を反駁した。

「51箇国も集った大会議では、何か提案を行おうとするものは、書面でこれを会議に配布するのが例である。現にソ連及びポーランド全権もこれを認めている。しかるに、米英は議事規則案を提案しているのに対し、ソ連及びポーランドは小委員会の設置を提案しているにすぎない。しかもソ連全権は全参加国51箇国から成る委員会を任命してもよいといっているが、それならば、この議席で米英提案を採決すればよいではないか。さきにグロムイコ全権は、インド、ビルマの不参加を引用して、条約起草に関心をもつすべての国の手で議事を決めるべきであると述べたが、ソ連は数年前米英ソ華4国で起草すべきことを主張したではないか。グロムイコ全権が今や前よりも合理的な見解をもつに至ったことを欣快とする。小国セイロンもこの会議で発言できる。かつてソ連が四大国起草方式を主張してセイロンのみならずインド、ビルマ、インドネシア、フィリピンを除外しようとしたとき、自分は非常な不快を感じたものである。」

チェッコ全権は、なおも、議事規則の修正案を提示し執ように喰い下つたが、アチソン仮議長は、再び裁定の適否を表決に問い、47対2で支持された。

次いでドミニカ全権は、討議打ちりの動議を出し、キューバの支持を得て、25対8で可決された。引き続き議事規則案に対する共産側の各種の修正動議が次々に表決され、いずれも圧倒的多数で否決されたのち、最後に、米英共同提案が行われ、48対3で可決された。

次いで、議長選出に移ろうとするや、グロムイコ全権は、再び中共招請問題の採決を求めた。しかしアチソン仮議長は、議事規則第7条（同条は、会議に参加するものを合衆国政府から招請された連合国政府の代表に限定している。）を引用して、中共招請問題の提案は議事規則に反すると宣し、この裁定を表決に問うた結果、46対3（棄権インドネシア、レバノン）で支持された。

(396)

最後に議長、副議長の選出が行われ、結果は、次のとおりであつた。

(議 長)	アチソン	43票
	スペンダー	2票
	ザフルラ・カン	2票
	棄 権	4票
(副議長)	スペンダー	31票
	ザフルラ・カン	7票
	シューマン	2票
	アルゼンチン、セイロン、キューバ、チリー、 インドネシア、オランダ、ニュージーランド	
	各首席全権各1票	
	棄 権	4票

4 9月5日 午後 第2回全体会議

(米英全権による条約案の説明)

議事規則に従い、ケルチナー事務総長より、52箇国の全権委任状を審査した結果、全部良好妥当と認められた旨の報告を行つた。

米に、ダレス米国全権及びヤンガー英国全権から、条約の提案者としての説明が行われた。いずれも、中国の代表を招請することのできなかつたゆえんを説明した。また、両全権とも、その条約案説明中、第3条について、奄美大島、琉球諸島等に対し日本の主権が残ることを明言した。

次いで、各国全権の意見開陳に移り、まず、メキシコ、ドミニカ共和国全権がたち、条約案を支持した。

次にグロムイコソ連全権がたつた。その意見要旨は次のとおり。

- (1) 日本の満州侵略から説き起し、極東における日本の侵略の事実を挙げ、ソ連は、日本の再侵略に対して、アジアの平和を保障するため実効的措置を講ずる必要のあることを主張してきたのであるが、この英米案は、かえつて日本の軍国主義を助長せんとするものであると攻撃し、
- (2) 英米案は、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言、1942年1月の単独不講和に関する連合国宣言及び極東委員会の決定に違反しているとし、又、中共はもちろ

(397)

ん、インド、ビルマが会議に参加しないことは、大なる欠陥のあることを立証している
と述べた後、

(3) 次のとき修正案を提案した。

- (イ) 満州、台湾、澎湖諸島に対する中共の主権承認。南樺太及び千島に対するソ連主権の承認。
- (ロ) 琉球、小笠原は、日本の主権に属すること。
- (ハ) 占領軍撤退後、日本に外国軍隊の駐屯を認めないこと。
- (ニ) 連合国及び占領地に対する日本の賠償支払義務を明記し、この問題について、中共、インドネシア、フィリピン、ビルマ及び日本の会議を開催することを規定すること。
- (ヒ) 批准条項は、中共を加えた極東委員会諸国の過半数とすること。
- (ヘ) 日本人の民主的傾向の強化を妨害するものを除去する規定を設けること。
- (ト) ファシスト及び軍国主義団体を抑制すること。
- (チ) 連合国に敵対する同盟関係に入らないこと。
- (リ) 軍備を制限すること。

陸軍 15万 海軍兵2万5千(7.5万噸)

空軍 戦闘機、偵察機 計200
輸送機、練習機 計150 } 兵2万

戦車 大型、中型 計200

- (ス) 軍事教練の禁止。
- (ル) 原子力兵器、化学兵器、ジェット、無電式兵器禁止、30キロ以上の射程の火炮、水雷、磁気機雷、人間魚雷禁止。
- (エ) 平和産業、貿易、商船、造船の無制限を規定すること。
- (ケ) 宗谷、根室、津軽、対馬海峡の非武装、商船の無害通航権を規定し、これらの海峡は、日本海沿岸諸国の軍艦にのみ航行を許すべきこと。

このソ連代表の発言は、当時議長席にっていたスペンダー副議長から、「条約に対する修正の提案ではないか」(そうだと、議事規則違反になる)と注意を受けたが、これに対して、グロムイコ全権は、「ソ連政府の所見の表明である」と弁明した。そこで仮議長は、そのまま発言を継続させ、結局、議事規則の発言制限1時間を若干超過し、演説を終った。

5 9月5日 夜 第3回全体会議

(各国の意見開陳)

「チリー」全権、「ボリビア」全権の条約案支持の演説があつた後、発言を希望するものなく、「レバノン」全権の動議で、開会後わずかに25分で閉会した。

6 9月6日 午前 第4回全体会議

(各国全権の意見開陳)

午前10時10分スペンダー副議長司会の下に、サルバドル、ノールウェー、ハイチ、エジプト、ラオス、セイロン、キューバ、コロンビア、コスタリカ、トルコ、南アフリカ、ベルギーの12箇国全権が、意見の開陳を行つた。

エジプト全権は、(1)条約第2条で日本は一切の権利を放棄するが、その放棄はだれのためになされるかが示されていないのは、民族自決の原則により、原地住民の希望を考慮する趣旨に出るものと信ずること、(2)南西諸島については、国際連合に問題が提起されるまで発言の権利を留保すること、(3)条約第6条(a)の末段の規定(駐とん)は不要なりと考えること、(4)経済条項に関し、アラブ諸国間の特殊関係に影響を及ぼさないものであると認めること、日本からの輸入品に附加税を課する権利を主張するものなることを述べた。

セイロン全権は、前日午後第2回全体会議におけるソ連グロムイコ全権の意見開陳に激しい攻撃を加え、ソ連提案について一つ一つ反駁を加え、ソ連の「中国、インド、ビルマ等のアジア諸国が参加しないでは平和会議も意味をなさない」との主張に対しては、「拒否権を持つ四大国会議により対日平和の解決を提議したのはソ連ではなかつたか」と指摘し、「セイロンは賠償を要求せざるべく、われわれは、日本に対して友情の手を差しのべ平和と繁栄のため協力しようとするものである」と結び非常な拍手をうけた。

サルバドル全権は、台湾澎湖諸島の中国政府への移譲、ソ連による南樺太、千島の占拠には反対であり、又、同国内の日本財産は没収しないと述べ、「ノールウェー」代表は、対日平和条約案を支持しつつ、捕鯨問題に触れ、日本が現在以上に捕鯨船隊を増加しないよう希望した。 11時59分終了。

7 9月6日 午後 第5回全体会議

(各国全権の意見開陳)

アチソン議長司会の下に、カンボジア、チェコスロヴァキア、パキスタン、フラン

ス、オランダ、ニュージーランド、ギリシアの7箇国全権が、発言した。

パキスタン全権ザフル・カーン外相は、『中国の不参加は連合国間に意見の相違があるためであるが、われわれは相互に自分の意見を他に押しつけることはしない。印度は条約案が苛酷にすぎると称し、ビルマは条約が寛大にすぎるとの理由で会議に出席しなかつた。しかしわれわれは、参加国中4分の1以上がアジアの諸国であり、その中には日本軍によつて、ビルマが受けた損害よりもはるかに甚大な損害を蒙つた諸国を含んでいることを強調したい』と述べた。

フランス全権シューマン外相は、「強い国民が劣等の地位に置かれる場合、結局その国民が再軍備をすることを阻止できるものではないから、むしろ彼らを平和的再建という共同の仕事の仲間にするべきである。印度支那の盟邦は、賠償、将来の経済関係等につき日本と交渉しなければならない。フランスは、この地域について、近い将来防衛のための相互援助の条約ができるように希望する。2箇月後パリで開かれるべき国際連合の第7次総会において、イタリアも日本も平和愛好国の仲間として参加できることを希望する。」と述べた。

ニュージーランド全権ブレンドセン駐米大使は、『ニュージーランドとしては、日本の軍備にある程度の制限が加えられることを希望したが、(1)制限とか制裁による過去の方式が失敗したこと(2)昨週ニュージーランドは米濠両国と安全保障条約を締結したこと。(3)海外領土の喪失により日本の経済力が制限されるに至つたこと等の理由により、日本の国防力を制限することを断念するという危険を、あえてとることにした。日本が、各国から寄せられた信頼を裏切らないことを衷心より期待する。』と述べ、次いで、ほこ先を共産側に転じて、「共産側は、日本を助けるため、平和を助長するためではなく、ただ、いたづらをするためここに来たのである。これまでは何ら詳細な提案も行わないで、この最後の時間になつてこれを提出したのは、宣伝のためにほかならない。また、かれらとして誠意を示したいなら、終戦後6年を経てなお、ようとしてその運命の知られない数10万の日本人捕虜の秘密を解けばよい。……日本との講和という困難複雑な問題を処理しようとする米国その他の誠意ある、細心な、穩健な試みに悪口雑言を吐くのは、満州のりやく奪と千島列島の占領で大もうけした国の役柄ではない」等と述べて、満場の拍手かつさいを博した。

(400)

8 9月7日 午前 第6回全体会議

(各国全権の意見開陳)

午前10時スペンダー副議長司会の下に、シリア、サウヂ・アラビア、ヴェネズエラ、ウルグアイ、ホンデュラス、ニカラグア、カナダ、インドネシア、フィリピン、ルクサンプルグ、イラン、ペルー、ブラジル、グアテマラ14箇国全権の意見開陳が行われた。各国とも全体として条約案を支持した。

サウヂ・アラビア全権は、条約案を支持したが、外国軍の日本駐とんに反対した。

カナダ全権は、すみやかな日加漁業条約の締結と日本の国際商業道德の改善を希望し、また、各国とも自国の経験のみで日本の民主的進歩の度合を量ることは必ずしも正しくない」と述べた。

インドネシア全権は、特に賠償問題に関心を寄せ、日本に莫大な賠償義務を負わせる積りはないがと前置きし、「日本政府は、対日平和条約調印後すみやかにこの賠償を具体的に規定する条約をインドネシアとの間に締結することに同意するか。日本政府は、インドネシアとの間にインドネシア近海の魚族保護のため条約を結ぶ用意があるか。」との趣旨の質問を提起した。

フィリピンのロムロ全権は、戦後の対日政策は、(1)日本が、将来フィリピンその他の諸国に対して脅威とならざること、(2)日本は、フィリピンその他の諸国に公正なる賠償を支払うこと、及び(3)民主的、非軍国主義的日本と平和維持のため協力することの3点にあると述べ、次いで、懲罰的賠償を要求するものではないが、日本の賠償を役務に限ることには賛成できないと条約案第14条(a)に規定された以外の方法による賠償交渉を行う権利を留保した。最後に、「われわれが諸君を許し諸君に友情の手を差し伸べる前に、諸君は精神的悔悟と再生の証拠を示さなければならない」と述べた。

イラン全権は、アジアの古い文明を説き、次いで現在アジアの大部分は、西欧諸国の直接間接の支配下にあるとし、西欧とアジア諸国は国際連合憲章の下に平等の立場に立つべきであると西欧とアジアの平和への協力を説いた。

9 9月7日 午後 第7回全体会議

(各国全権の意見陳述)

アチソン議長司令の下に、イラク、エクアドル、オーストラリア、リベリア、レバノン、エチオピア、ヴィエトナム、ポーランド及びアルゼンティンの9箇国全権の意見開陳が行われた。

(401)

イラク全権は、エジプトその他の諸国の所見を支持する旨を述べた。

オーストラリア全権のスペンダー駐米大使は、過去を忘れることは容易でないこと、日本の戦争に対する責任は、軍部だけでなく国民全体が負うべきものなること等を指摘をしたが、対ソ攻撃に主力をそそいだ。なお、平和条約第16条（連合国軍人に対する補償）について賛意を表した後、日本が将来これ以上の補償をすることを希望する旨を述べた。

レバノン全権は、エジプト全権の所見を支持し、また、日本国民の文化的、社会的特性を称賛した。

エチオピア全権は、領土の最終的処理は、自由になされた合意によつてのみなされるべきである旨を述べた。

ヴィエトナム全権は、同国の戦争被害は多大なるものあり、経済の再建に困難していること、自国に資源のないヴィエトナムにとつては、サーヴィスによる賠償は役に立たないから、近い将来にもつと実効的な賠償支払の途がひらかれるよう希望することを述べた。なお、フランス全権の意見陳述にもあつたように、集団保障体制がこの地域についても確立されることを希望する旨を述べた。

アルゼンティン全権は、(1)平和条約第11条（戦争犯罪人）について、同国憲法は、何人も法律上の正当な手続によらずしては罰せらるべからざることを規定していること、(2)第14条（賠償）について、博愛的な団体の財産もその所在する国の管轄に専属するものと考え、(3)第22条（紛争の解決）について、国際司法裁判所の管轄権は、制限的に解釈されるべきこと、(4)戦争による損害は、軍隊の行動によるもののみならず、戦争状態の存在そのものによるものも含むと考えること等を述べた。なお、日本との平和関係の回復を歓迎することに関連して、同国に在留する邦人は、同国の伝統及び生活様式によく同化し、忠誠に協力していると述べた。

10 9月7日 夜 第8回全体会議

（日本全権の受諾演説、中共招請問題、米英全権の回答）

アチソン議長は、議事規則第18条に規定されている各全権の意見開陳は終了したから、第7条に規定されているところにより、日本全権の発言を許すことにすると、吉田首席全権の発言を求めた。

吉田首相の演説は、附録1のとおりである。

（402）

日本全権の発言が終つた後で、アチソン議長は、休会中にセイロン、キューバ、ソ連の3全権から発言要求があつた旨を紹介し、議事規則第18条によつて通告順に発言を許す旨を述べた。

まずセイロン全権は、(イ)今後の発言は30分以内とし、(ロ)会議の議事は午後11時に完結とすることの動議を提出し、キューバ全権はその動議を支持した。

次いでソ連全権は、なぜ議長は条約の修正に関するソ連の提案を取り上げないかと、議長に対して質問したが、アチソン議長は、前記第2回全体会議の際のグロムイコの言葉を引用し、今までのソ連の発言は見解の表明であつて、動議として提出されたものでないから、その質問には答えることができないと突つ離した。次いで、セイロンの動議を表決に問い、41対1で支持された。

次いでグロムイコ全権が発言を許されて、次のように異議を申立てた。

- (1) 提案に対して修正ないし追加を提議することは、国際会議参加国の権利であり、しかもそれは国際慣行の命ずるところである。討議せずして単に受諾せよと強制するのは人権蹂躪である。
- (2) この会議は、果して正しい平和に到達するための主権国家の集会であろうか。もし単に米英の平和条約を押しつけるためのものであるならば、ソ連は、同調することはできない。
- (3) 既に述べたように、米英案は、極東に平和を確立するものではなく、かえつて日本を米国の軍事基地化するものである。このことは、日本全権の言葉からも明かである。それは、日本人民の権利を侵害し、かつ新しい戦争を起そうとする帝国主義的政策の見本である。
- (4) かかるが故にソ連提案の討議を求めるものであるが、討議を望まない向は発言する要はない。要は時間の問題ではなく、討議に関心をもつ若干の国があることを知っているから、この提案を行うのである。
- (5) ソ連修正案は、平和愛好国民、とくにアジアなかんづく日本の平和愛好国民の目的に合致している。第1、4億の中国国民はこの会議に代表されていないが、かれらは米英案に反対している。米英案は、日本の侵略、日本軍国主義の復活を許し、まず近隣の国民を脅かすものである。
- (6) かくの如くソ連修正案は大多数の人民、とくにアジアの人民の歓迎を受けるべきものであるから採決を求めたい。

（403）

しかし、アチソン議長は、前述したところと同じ理由でグロムイコ全権の申立を取り上げなかった。次いでポーランド次席全権ヴィニェヴィチは、グロムイコ全権を支持した。その演説中、アチソン議長の議事の整理ぶりを非難して、ある偉大な英国人は「討議の自由を説くだけでは十分でない。それを実行しなければならない」といつたと述べたところ、聴衆の哄笑を買った。

次に、米国のダレス全権が立つて左のとおり述べた。

- (1) この会議前にソ連全権その他の国々は11箇月も討議することができたし、事実討議したのである。
 - (2) 会議の招請状を発したときに、最終案に調印するためのものであることを明かにしておいた。しかもソ連政府に対しては誤解のないよう重ねて申入れてある。
 - (3) ソ連やポーランド全権は、自ら欲しないのならば、この席に来るには及ばなかったのである。しかも彼等は出席しているが、会議は48対3で議事規則を定めたではないか。
- かくてアチソン議長は、議長の裁定の適否を表決に問い、46対3で支持された（棄権1、票決不参加1）。
- 次でグロムイコ全権は、ほぼ次のように述べた。
- (1) ソ連政府が最も重要と考える問題は、日本軍国主義の再生を阻止することである。ソ連の提案は、平和と安全のために開く全世界の支持を受けている。米英案は、かかる保障を規定していないのみならず、日本軍国主義の再生に途を開くものである。
 - (2) 米英案は、さらに、日本を米国の軍事基地化するものであるが故に、平和にとって大きい危険である。しかも、米国政府は、この企図を隠そうともしていない。それは、日本を第2のフィリピンにするものである。
 - (3) 米国は、日本を一方のブロックにひき入れ、北大西洋条約に似た新しい攻撃的同盟を作ろうとしている。
 - (4) ここに代表されている多くの国は、日本から遠く隔つたところにあるが、中国、インド、ビルマなどアジア諸国の政府は、会議に参加していない。この事実、米英案が新しい戦争を極東にひき起す危険をもつ証拠である。
 - (5) 米英案は、今後数年間についてさえ日本の武装を制限していない。日本の軍国主義

(404)

者たちが新しい侵略を準備することは、きわめて易々たるものである。

- (6) また米英案は、日本経済を米国経済に従属させようとしている。であるから、ソ連は、日本の通商及び海運の無制限発展について規定しようとしている。これは日本人の利益に役立つものである。
 - (7) これらの点について、日本は、この会議における役割を体して米英案を支持する若干の形式的声明を行つたにすぎない。
 - (8) ソ連政府は、サン・フランシスコへ全権団を送つて、日本との平和条約と称されるものが、実は平和条約ではなくて、極東における新しい戦争を準備する計画にすぎないことを明かにしたのである。
- 次いで英国全権ヤンガー閣務相は、次のようにこれを反駁した。
- (1) 48箇国の全権がこの条約を受諾したことを感謝するとともに、日本全権の演説を歓迎する。
 - (2) 3名の発言者は、反対をしたが、彼等の言分は、全く同一である。民主的な集会では、少数者の見解が表明し尽されたときに多数者の意思が勝つものである。
 - (3) ソ連全権は、恰もアジアを代表しているが如く語つた。しかし、例えばインドは、完全に自由な平和条約を起草することについてわれわれと同意見である。しかるに、ソ連代表は、多くの方法で日本の主権を制限する如き提案をした。これは、インドの見解であるとは思えない。また、ソ連案は、人権の尊重を励行する規定を伴っているが、東南ヨーロッパでは、ソ連の黙認、その完全な支持の下に、人権は蹂躪されているではないか。欠席者インドがそのようなことを支持するはずがない。
 - (4) 中国の問題は、今回の方法以外に処理する途がなかった。ソ連代表は、過去ばかり振返っているが、われわれ多くの者は、この条約に同意することによつて、日本の将来に積極的な手段を講じようとしているのである。
 - (5) ソ連が四大国会議方式を主張したのは、拒否権を行使することによつて妨害をはかるのを目的としていたことが今やつきりした。ソ連の目的は、宣伝にある。アジアで内乱を援助し、侵略を行つているのは、ソ連自らである。そして今やソ連は自由な対日平和条約を妨害しようとしているのである。
- 次にダレス全権が立つて次のように述べた。

(405)

- (1) ソ連との妥協の努力がなぜ成功しなかったかは、ソ連の提案を見れば一目瞭然である。
- (2) ソ連案のねらいは、日本を無防備のままにしておき、近隣の強い力の犠牲にしようとするにある。
- (3) 例えばソ連案第6にある「日本における民主的傾向」を阻害すべからずとの規定についていえば、ソ連の辞書では「民主的」とは共産党のことであり、従つて日本における共産党の活動を阻止すべからずということになる。これは内部から日本を無防備にする狙いをもつものである。
- (4) 外部からの問題についても、ソ連案を見ればすぐわかる。まずソ連案は、日本に象徴にすぎない軍備だけを認めて集団保障の利益を拒否している。また日本周辺の海峡について規定しているソ連案第13条は、興味深い。(地図を示しつつ)それによると、宗谷、根室、津軽、対馬の各海峡は、日本海に面する国の海軍にだけ通航を許されることになっている。その場合唯一の海軍は、ウラジオストックに基地をもつソ連海軍だけである。それは、日本を二つに分ち、また、日本と朝鮮を切断する狙いをもっている。国連さえ対馬海峡で作戦できなくなるのである。
- (5) 以上が、ソ連案にひそめられた意図である。これでは、ソ連との妥協が不可能であることは、明白である。われわれがソ連と一致できないのは、一方は、公正という偉大な精神力を信じるものであり、他方は、それを否定するものであるからである。スターリンいわく「正義、公正というが如き永遠の真理は、存在せず」と。
- (6) ソ連はこの平和条約は真の平和ではないというが、ここに、この平和は戦争をひき起そうとする米国の行動でないことをおごそかに声明する。
- 最後に事務総長ウォーレン・ケルチナーから条約の各国語が適合している旨の報告があつて、会議は終了した。

11 9月8日の午前 平和条約署名式

アチソン議長司令の下に、英国全権モリソン外相が平和条約の共同提案者としての挨拶を行つたのち、アルファベット順に48箇国の連合国代表と日本代表の署名が行われ、最後にアチソン議長の挨拶があつて会議の幕を閉じた。

- (1) モリソン外相は、ヤンガー國務相と同様、過去における日英の友好関係にふれ、その再開を期待すると述べ、この条約は、日本国民の犠牲、決意に対する信頼の条約で

あると述べた。さらに、重ねて日本国民に向つて、「日本の民主主義の基礎はできたが、英国の経験からして、その進化には、長年にわたる忍耐と努力が必要である。同情と理解をもつて日本政府を見守るものである。しかし、懸念をもたないわけではない。日本国民がよく試練にたえることを期待する。戦前の日本では、一方において高度の工業技術と他方において低い労働基準、労働組合運動の抑制、社会的反動という要素が結び合された。これがよくなかった。国家的威厳、国際協力及び社会正義の上に立つ新しい日本を真剣に希望する。」と述べた。

- (2) 会議に招請された連合国54箇国(米国を含む)のうち、インド、ビルマ、ユーゴスラヴィアの三国が参加せず、参加国のうちソ連、ポーランド、チェコスロヴァキアの共産圏三国がこの署名式に参加せず、結局48の連合国と日本が平和条約に署名した。

議定書には、次の26の連合国と日本が署名した。

オーストラリア、ベルギー、カンボディア、カナダ、セイロン、ドミニカ、エチオピア、エチオピア、フランス、ギリシア、ハイチ、インドネシア、イラン、イラク、ラオス、レバノン、リベリア、ルクセンブルグ、オランダ、パキスタン、サウディ・アラビア、シリア、トルコ、英国、ウルグアイ、ヴィエトナム

その外、日本だけは、条約の加入等に関する宣言と戦死者の墳墓に関する宣言にも、それぞれ署名した。

- (3) アチソン議長は、その閉会の辞の中で、特に「日本の友人」に呼びかけて、「世界における平等と名誉と友好への大道に横たわる障害は、連合国の方で取除きうる限りのものは、すべて取り除かれた。残りの障害は、諸君のみが取り除きうる。諸君が理解と寛大と懇情とをもつて他の諸国と行動するならば、それは可能である。これらの性質は、日本国民の本性のうちにある。この本性を日本政府の政策にされることをすすめる。」と述べた。

12 9月8日 午後 安全保障条約の署名及び公文の交換

日米両国全権は、9月8日午後5時サン・フランシスコ米陸軍第6軍司令部で安全保障条約に署名し、これに関連する公文の交換を行つた。安全保障条約は、署名に際して初めて公表された次第であるからここに、その趣旨を解説する。

- (1) 交渉の経過

この条約の締結のための交渉の発端は、本年1月から2月にかけて、ダレス特使が

日本を訪問したときにある。ダレス特使は、2月2日の日米協会主催の午餐会で、「もし日本が希望するなら、米国政府は、日本の国内及びその附近に米国の軍隊を維持することを同情をもつて考慮するであろう。」と言明した。これに対して、吉田首相は、2月11日のダレス特使離日に際しての談話で、「朝鮮で共産勢力が仮借なき侵略に出ている現実に直面して、特使は、日本本土及びその周辺に米軍を駐屯させて、軍備のない日本を護るため、米国との間に安全保障に関する取極を締結するよう招請されたが、政府及び国民大多数は、これを心から喜んで迎えるものである。」と述べた。こうして、日米安全保障条約の構想については、この会談の際日米両当局者の間に意思の合致ができた次第である。

条約の内容については、平和条約に関する話合いと併行して、両国間に引続き交渉が行われた。その結果、条約の案文は、サン・フランシスコ会議前にまとまった。しかし、いつ、どこで署名するかは、決つていなかった。これは、会議の進行中に安全保障条約が発表されるようなことがあれば、共産側に対して好個の宣伝材料を供するおそれがあるので、会議の終了をまつて決定しようとするにあつたのである。ところが、平和条約の署名も、9月8日午前、予定通り順調に行われたので、日米安全保障条約の方も、同日午後署名されることになった。

(2) 条約の内容

この条約は、平易な文章で書かれているから、条約を読めば、それだけでだれにでも趣旨がわかるようなものである。

(イ) 前 文

第1項と第2項には、日本がこのような安全保障のための条約を必要とする理由が述べられている。日本には軍備がないから、自衛権はあつても、これを行使する有効な手続がない。しかるに、無責任な軍国主義は、今日なお世界から跡を絶つていない。こうして、日本は、危険にさらされているというのが、その趣旨である。

第3項は、日本がこのような条約を締結しうべき法律上の根拠を明らかにする。すなわち、平和条約は、日本が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認していること、また、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認していることを指摘する。完全な主権を有する国家にこのような権利があることは、当然のことである。

第4項には、日本の防衛のための暫定措置として、日本に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近に米国がその軍隊を維持されたいということが述べられている。ここに暫定措置とある点に注意を要する。

第5項では、米国は平和と安全のために現在若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思があることが明らかにされ、さらに、米国としては、日本が自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待するものであることが述べられている。ダレス特使は、従来しばしば、本格的な集団安全保障体制は、1948年6月11日のいわゆるヴァンデンバーグ決議に規定されている基本政策に従つて、すべての参加国が「持続的にして効果的な自衛及び相互援助」を行うものでなければならないことを強調している。これは、北大西洋条約以来の米国の集団安全保障体制に関する一貫した政策である。この原則からすれば、日本の現状においては、日米安全保障条約は、当然暫定的なものとならざるをえない。そこで、米国としては、日本との間でも、将来本格的な安全保障体制ができるようになることを期待するものであることが明らかにされているわけである。しかし、期待はあくまで期待であつて、それ以上のものではない。これによつて、日本が再軍備を義務付けられるというようなことは、もとよりない。日本が自国の防衛のため、また、友好国との相互援助のため、今後どうやつて行くべきかは、日本の自主的判断によるべきことである。吉田首相は、前に引用した本年2月11日の談話の中で「われわれは、自らを護り、自らの国土を防衛するため、できる限りのことをする責務のあることを十分認識している。日本の果すべき役割の内容と範囲は、日本が独立を回復し、自由諸国の社会に対等の一員として仲間入りした暁において、わが経済及び産業の回復に応じて決定されるであろう。」と述べている。すなわち、それはなお将来の問題であり、その時の政府、国民が慎重に決定すべき問題である。その場合、かりに自らの軍備をもつことに決定したにしても、それは、他国に対して脅威となるようなものであつてはならないことは、いうまでもない。日本が自らの軍備をもつ道が平和条約で閉ざされていないことに関連して、サン・フランシスコ会議におけるソヴィエト連邦代表は、日本における軍国主義の復活というようなことを口にした。1国が軍備をもつことが軍国主義であることを意味するならば、世界のほとんどすべての国が軍国主義であるということになる。そして、日本に軍備がない。そ

して、政府としては、ただちに再軍備ということは考えていないことは、従来繰返し明らかにされているとおりである。

(四) 本 文

第1条は、米国軍を日本国内及びその附近に配備することについての基本的原則を定めたものである。この米国軍は、外部からの武力攻撃に対する日本の安全に寄与する（外国の教唆又は干渉によつて引き起された大規模の内乱等を鎮圧するため日本政府の要請に応じて援助することも含まれる。）ためのみならず、極東における国際の平和と安全に寄与するためにも使用することができることになっている。すなわち、この米国軍は、日本にいわば釘付けされるものではなく、例えば朝鮮動乱のような事態が発生した場合には、いつでも出動しうるものである。今日の世界では、1国だけの安全というものは、ありえない。集団安全保障の考え方も、そこから生れてくる。日本に配備される米国軍が「極東における国際の平和と安全に寄与するため」に使用されることができるというのは、日本自身のためにも、まさにそうあるべきところである。

第2条は、日本が米国の事前の同意なくして第3国に軍事的な権利を許与しないことを定めたものであつて、当然の規定である。

第3条は、この条約の実施細目を両国政府間の行政協定で決定する旨を定めたものである。この行政協定の内容は、まだまとまつていない。今後の交渉にまつ次第であるが、本条約が効力を生ずるまでには、当然締結の運びになるであろう。

第4条は、この条約の有効期間に関する定である。はつきり何年間と規定せず、国際連合その他による安全保障措置ができたとき日米両国の政府が認める時まで効力を有することになっている。この規定の仕方も、この条約が暫定的な性格のものであることのあらわれである。

第5条は、この条約が批准を要するものであることを定めている。従つて、この条約も平和条約とともに国会に提出され、その承認を求められることになる。

(3) 交 換 公 文

日米安全保障条約の署名と同時に、吉田首相とアチソン國務長官との間に公文の交換が行われた。それは、日本の国際連合に対する協力に関するものである。まず、アチソン國務長官から、吉田首相にあてて、日本は、平和条約の効力発生後において

も、国際連合が極東において行動をとる場合これに協力すべきこと、その場合の費用の負担は、現在どおり又は日本国と関係国際連合加盟国との間に別に合意されるとおりとすること、ただ、米国については、日米安全保障条約の下における行政協定に従つて米国に供与されるところをこえるものは、現在どおりに、米国の負担とすることの諸点を確認されたいと申し入れ、吉田首相がこれを確認している。日本の国際連合に対する協力については、すでに、平和条約の第5条(a)で、日本は、国際連合憲章第2条に掲げる義務を受諾しており、そのうちには、同条a(iii)にあるように、「国際連合が憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与えること」が含まれているから、原則ははつきりしているわけである。ただ、この原則をこの交換公文で確認するとともに、費用の負担について了解をとげたわけである。

この条約の署名に際してのあいさつで、アチソン國務長官は、「この条約は、太平洋地域における平和擁護のための体制の一部をなすものである。それは、国際連合憲章の枠内で発達した安全保障体制の重要な一部をなすものである。この条約は、自由なる国家間の自発的な取極である。この条約の目的は、平和にある。これによつて定められる防衛措置は、日本国民が生活水準の向上のため実現した進歩を擁護する樞となろう。この条約は、過去6年間にわたり日米両国間に成長しつつあつた相互信頼の表現である。」といった。これは、この条約の性格、目的、そのよつて立つ基盤を極めて明快に示している。

また、吉田首相は、「日本は、自由と独立を回復した上は、その自由と独立を確保するため十分な責任をとらなければならないというのが私の信念である。不幸、日本は、自衛の準備がない。従つて、米国が、日本の安全が太平洋及び世界の安全を意味することを理解して、平和条約成立後、暫定的に、日本の国内及びその附近に米国軍を配備して、共産主義の侵略を阻止することに同意されたことを多とする。日本国民は、独立回復後、自信と自尊心と愛国心を取りもどし、極東の集団安全保障に対する責務を負担し、また、政府と国民は、この条約の実施に当つて、よろこんで米国と協力する。」といつて、日本国民の覚悟を明かにした。

13 む す び

サン・フランシスコ会議は、上述したような経過で終了した。吉田首相は、会議参加国、特にアジア諸国がなるべく多く条約に署名することに世界の輿論が多大の関心を示

しつつあることを考え、9月4日、フィリピン、インドネシア、パキスタン、セイロン
の諸代表を歴訪して、日本国民の絶対多数が平和条約案を支持していることを告げ、日
本として同じくアジアに国をなす諸国が、この条約に参加することを期待する旨を告げ
た。フィリピン及びインドネシア代表は、日本の賠償履行に最大の関心を示したが、首
相は、日本としては、経済回復いまだ成らず多大の困難を伴うけれども、平和条約を受
諾する以上は、条約所定の義務の履行に誠意を以て当る所存なることを明らかにした。
9月7日夜の首相の平和条約の受諾演説も、この点に、触れて、日本の所信を明らかに
した。これらのアジア諸国が、すべて、平和条約に署名したことは、日本として、極め
て満足に感じたところである。

サン・フランシスコ会議で、8月13日の対日平和条約最終案が、何の修正も加えら
れずして、48の連合国によつて署名されたこと、並びに、日米安全保障条約の署名が
滞りなくすんで、平和条約成立後の日本の安全について、一応安心できることになつた
ことは、同慶の至りである。

上述したように、サン・フランシスコ会議全般を通じて、一部には日本の過去をとり
あげて悪しざまにいい、あるいは、日本の将来について、再侵略または、通商上の競争
等に対する懸念を示す者があつたけれども、連合諸国は、ソ連圏の3国を除いて、なべ
て民主日本に対し理解と同情をもち1日も早く旧来の友好協力関係にはいりたいとの希
望を披瀝した。むしろ、各国代表は、敗戦日本が再び将来世界の強国たるべきことを意
識しておるようであり、将来国際社会において演ずべき役割として日本に期待している
ところは、一般日本人の考えているところより、遙かに大なるものがあるように、看取
された。

合衆国朝野の日本に対する友情と信頼と期待とは、甚だ大きいものがあつた。

ソ連代表の会議における非難と攻撃とは、既に、言いふるされたことで、格別新しい
ことはなかつた。ソ連代表の提出した13項目に及ぶ修正案とダレス全権のこれに対す
る反駁とは、日本国民にとつて米ソ両国の対日観を知るための貴重な資料である。ソ連
圏代表が会議に出席したがために、残る48の連合国の協調は促進された感があつた。
サン・フランシスコ会議は、民主陣営の共産陣営に対する外交上の一大勝利であつたと
の批評もあつた程である。

平和条約は、日本が独立と自由を回復し、国際社会に復帰する第一歩を劃するもので

ある。列国との友好平和関係の再開に伴う諸般の問題の解決の原則を定めるものであ
る。すべての問題を即座に解決するものではない。(世にいう、「ビギニング・オブ・
ザ・エンド」である。)日本国民が、この平和条約の意義をよく反省理解し、且つ、サ
ン・フランシスコ会議において列国によつて表明された日本国民に対する理解と信頼と
期待とに応じ、また、日本の将来に対し表明された懸念に対しては、その当らざること
を實を以て示すよう、決意を新たにし、国民の総力を結集して民主日本の発展に挺身さ
れんことを希望する。

付録 65 付・「解説」の英文

(注) () 内はDSで削除したもの

= を付した部分はDSの書き入れたもの

Afternoon of September 8th

SIGNING OF SECURITY TREATY AND EXCHANGE OF DOCUMENTS

The delegates of the United States and Japan respectively signed the
Security Treaty at the Headquarters of the United States Sixth Army, in
San Francisco at 5:00 p.m., September 8th, and exchanged documents relat-
ed to the Treaty. In view of the fact that the contents of the Security
Treaty were made public only (after) the signing, its purport will be ex-
plained here.

(1) Progress of Negotiations

The negotiations for the conclusion of the Treaty were commenced dur-
ing Ambassador Dulles' visit to Japan which extended from January to
February of this year. On February 2, at a luncheon sponsored by the
America-Japan Society, Ambassador Dulles declared that if Japan desired,
"the United States would sympathetically consider the retention of United
States armed forces in and about Japan." To this, the Prime Minister
declared in a statement on February 11th on the occasion of Ambassador
Dulles' departure from Japan that "in the face of the overt and devastating
Communist aggression going on in Korea today, the Japanese government
and a preponderant majority of Japanese people warmly welcome the am-
bassador's invitation to a security arrangement with the United States for
the protection of unarmed Japan by the stationing of United States armed
forces in and about the country." Thus, through these conversations, an

agreement of views was reached between the Japanese and American authorities concerned regarding the concept of a United States-Japan Security Treaty.

With regard to the contents of the Treaty, negotiations were continued between the two countries in conjunction with their talks on the Treaty of Peace. As a result, the draft of the Security Treaty was completed prior to the San Francisco conference. However, no decision was made as to when and where the signing would take place. The reason for this was that since it was considered (feared) that publication of the Security Treaty during the might introduce an extraneous and controversial course of the conference (would provide excellent propaganda material to subjections to the deliberations of the conference the Communists), it was desired to defer the decision until the conclusion of the conference. In view of the fact, however, that the signing of the Treaty of Peace took place according to schedule on the morning of September 8th, it was decided that the United States-Japan Security Treaty would also be signed on the afternoon of the same day.

(2) Contents of Treaty

Since this Treaty is written in very simple language, anyone can understand its substance merely by reading it.

(a) Preliminary Statement

Paragraphs 1 and 2 state the reason why a security treaty is necessary for Japan, namely, that although Japan possesses the right of self-defense she does not have the effective means to exercise this because she is unarmed; irresponsible militarism has not yet been driven from the world and that, therefore, there is danger to Japan in such a situation.

Paragraph 3 clarifies the legal basis upon which Japan is entitled to conclude such a treaty, namely, that the Treaty of Peace recognizes that Japan as a sovereign nation has the right to enter into collective security arrangements; that the Charter of the United Nations recognizes that all nations possess the inherent right of individual and collective self-defense. It is only natural that a nation possessing full sovereignty should enjoy such rights.

Paragraph 4 provides that Japan desires, as a provisional arrangement for her defense, that American forces be maintained in and about Japan so as to deter any armed attack on Japan. It should be noted here that this is a provisional arrangement.

Paragraph 5 makes it clear that the United States, in the interests of peace and security, is presently willing to maintain certain of its armed

forces in and about Japan and further it expects Japan herself increasingly to assume responsibility for her own defense. Ambassador Dulles has stressed on many occasions that a real collective security system must be one in which all participating nations must undertake "continuous and effective self-defense and mutual assistance" in accordance with the basic principles laid down in the so-called Vandenberg resolution of June 11, 1948. This has been the consistent policy of the United States concerning the collective security system ever since the conclusion of the North Atlantic Treaty. Judging from this basic principle the United States-Japan Security Treaty must naturally be of a provisional nature under Japan's present situation. Therefore, as far as the United States is concerned, it is specified that in its treaty with Japan it expects that a security system with Japan also will be established in the future. But expectations are merely expectations and no more. This does not mean that Japan will assume an obligation to rearm. It must depend on Japan's own judgement as to what steps she will take hereafter for her own defense and for mutual assistance with friendly nations.

In Prime Minister Yoshida's statement of February 11th referred to previously, it is also stated that "we realize fully our responsibility to protect ourselves and defend our own land, and do what we can in this respect. When we recover our independence and join the councils of free nations as an equal member, the substance and scope of the Japanese contribution will be determined according to the extent of our economic and industrial recovery." In other words, this is still a matter for the future. It is one that must be carefully determined by the people and the government in power at that time. In such an event, even assuming that a decision is reached to rearm, such rearming must not prove a menace to other countries. In connection with the fact that door is open for Japan to rearm under the Treaty of Peace, the Soviet delegate to the San Francisco conference stated that this would mean a revival of militarism in Japan. If the possession of armed forces by any country means militarism, practically all the nations of the world must be called militaristic. Japan is unarmed. Furthermore the Government has declared on many occasions that it is not considering to rearm immediately.

(b) Main Text

Article I stipulates the basic principle for the disposition of American forces in and about Japan. Such American forces shall not only contribute to Japan's security against armed attack from without (including assistance given at the request of the Japanese government to put down large

scale internal riots and disturbances caused by instigation or intervention by a foreign power or powers) but also may be utilized to contribute to international peace and security in the Far East. In other words, such American forces will not be confined to action in Japan alone but may be dispatched at any time outside of Japan such as, for instance, in case a situation similar to the Korean Conflict arises. There can be no security for only a single nation in the world of today. The concept of collective security springs from such reasoning. The fact that American forces stationed in Japan may be utilized to "contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East", is quite fitting for Japan own's sake.

Article II stipulates that Japan will not grant any military rights to any third power without the prior consent of the United States. It is quite natural that such a stipulation should be made.

Article III provides that the detailed arrangements for implementation under this Treaty shall be determined by an administrative agreement between the two governments. The contents of this administrative agreement have not yet been completed, and must await future negotiations and discussions. However, such agreement will naturally be concluded by the time the Security Treaty comes into force.

Article IV provides for the period of validity of this Treaty. It does not stipulate definitely the period of time (number of years) the Treaty shall be effective, but states that it shall remain in force until such time as the United States and Japan shall deem that security dispositions through the United Nations or other means shall have been established. This provision also stems from the fact that this Treaty is of a provisional nature.

Article V provides that this Treaty requires ratification. Accordingly this Treaty shall be submitted to the National Diet for approval together with the Treaty of Peace.

(3) Documents Exchanged

Simultaneously with the signing of the United States-Japan Security an exchange of notes took place between Prime Minister Yoshida and Secretary of State Acheson. These notes have to do with Japan's cooperation with the United Nations. Firstly, Secretary of State Acheson's note to Prime Minister Yoshida requests that Japan will cooperate in any action of the United Nations in the Far East after the coming into force of the Treaty of Peace and that the expenses involved in such event be borne as at present or as otherwise mutually agreed between Japan and the United Nations member concerned, and states that insofar as the United States is

concerned any expenses over and above those provided to the United States pursuant to the administrative agreement which would implement the Security Treaty, would be at United States expense as at present. In his note to Secretary of State Acheson, Prime Minister Yoshida confirms the above.

With regard to Japan's cooperation with the United Nations, Japan has already, accepted, under Article V, Clause A of the Treaty of Peace, the obligations set forth in Article II of the Charter of the United Nations. Such obligations include those listed in Clause A, Paragraph (iii) of the said Article that Japan will "give to the United Nations every assistance in any action it takes in accordance with the Charter". Therefore, this principle is quite clear. It is merely confirmed in the exchange of notes, and at the same time an understanding is reached concerning the bearing of expenses involved.

In his remarks at the signing of this Treaty, Secretary of State Acheson stated:

"...This Treaty of Security between the United States and Japan is part of a pattern for defense of peace in the Pacific area....The present Treaty takes its part—an important part—of the system of security which has been developed within the framework of the United Nations CharterThis Security Treaty is a voluntary arrangement between free peoplesIts purpose is peace....The defense arrangements provided for under this Treaty will constitute a shield to protect the progress being made by the Japanese people toward better conditions of life....This Treaty expresses the mutual trust and confidence which has been growing between Japan and the United States over the past six years...."

These words express most clearly the characteristics and aims of the Treaty and the basis upon which it stands.

In his remarks, Prime Minister Yoshida made clear the determination of the Japanese people, stating:

"It has always been my conviction that Japan, once she regains liberty and independence, must assume full responsibility of safeguarding that liberty and independence. Unfortunately, we are as yet utterly unprepared for self-defense. We are very glad, therefore, that America, realizing that the security of Japan means the security of the Pacific and of the world, consented to provide us the necessary protection by retaining her armed forces in and around Japan temporarily after peace so as to ward off the menace of Communist aggression....Restored to independence, the Japanese people will recover self-confidence as well as pride and patriotism. Our nation is now inspired with fresh vigor and zeal to shoulder our proper

share in the responsibilities for the collective security of the Far East... The Government and people of Japan will cooperate gladly and wholeheartedly in the implementation of this pact."

13. CONCLUSION

The San Francisco conference ended after going through the developments described above. Feeling that world opinion was greatly interested in having the largest possible number of participating nations, particularly those of Asia, sign the Treaty, Prime Minister Yoshida, on September 4th, made separate calls on the delegates of the Philippines, Indonesia, Pakistan and Ceylon, informing them that an overwhelming majority of the Japanese people supported the Peace Treaty and expressing Japan's hope that the various nations of Asia would accept the Treaty. The delegates of the Philippines and Indonesia evinced the greatest concern regarding Japan's fulfilment of reparations. While nothing that Japan had not yet recovered economically and that great difficulties would be faced, the Prime Minister made it clear that so long as Japan accepted the Treaty of Peace, she would faithfully fulfil her obligations under the Treaty. He also reiterated these convictions on the part of Japan when he referred to this problem in his speech on the night of September 7th, accepting the Treaty of Peace. Japan is deeply gratified (satisfied) that all of these Asian nations signed the Treaty of Peace.

At the San Francisco conference, the final draft of the Treaty of Peace with Japan of August 13th was signed by 48 of the Allied Powers without any amendments. At the same time, the United States-Japan Security Treaty was duly signed, thus relieving our anxieties concerning Japan's security after the coming into force of the Treaty of Peace. These are matters for deep gratification on the part of the Japanese people.

As stated previously, throughout the San Francisco conference there were some who bitterly criticized Japan's past or who expressed fears with regard to new aggression and trade competition by Japan in the future. However, with the exception of the three Soviet bloc countries, all of the Allied Powers showed deep understanding and sympathy towards democratic Japan and expressed desire to resume their long-standing relations of friendship and cooperation with Japan as soon as possible. As a matter of fact, it appeared that the various delegations realized that defeated Japan should again become one of the world powers in the future and hoped that the role that Japan would play in future international society would be much greater than anticipated by the Japanese people in general.

The friendship, trust and expectations entertained by the leaders of

the United States towards Japan were indeed very great.

The criticisms and castigations made by the Soviet delegate at the conference were mere repetitions and contained nothing new. The 13-point amendment submitted by the Soviet delegate and refutation of these proposals made by John Foster Dulles, the American delegate, could serve as valuable data to the people of Japan in ascertaining the attitude of these two countries towards Japan. The impression was gained that the presence of the Soviet bloc delegates at the conference actually served to strengthen cooperation among the remaining 48 Allied Powers. In fact, there were many comments to the effect that the San Francisco conference was a great diplomatic victory of the democratic nations over the communist camp.

The Treaty of Peace marks the first step in Japan's recovery of independence and freedom and in her return to international society. It lays down the principles for the settlement of the various problems which will accompany the reopening of Japan's relations of amity and peace with various powers. It does not, of course, provide an immediate settlement for all problems. It is rather "the beginning of the end", so to speak. It is to be hoped that the Japanese people will fully reflect upon and understand the significance of this Treaty of Peace; that they will respond to the understanding, trust and expectations expressed by the various powers with respect to Japan at the San Francisco conference; that they will renew their determination to show by deeds that the fears entertained with regard to Japan's future are groundless; and that they will direct their concerted efforts towards the further development of a democratic Japan.

付録 66 1951年12月1日のサンフランシスコ会議に派遣された外務職員に関する報告

サン・フランシスコ会議派遣の外務省職員に関する報告

他日のため、サンフランシスコ対日平和会議に派遣される外務省職員につき、その功罪を明らかにして、記録にとどめおくよう、過般総理より下命ありたるにつき、本報告(正副2通)を作成して提出す。

昭和26年12月1日

外務省条約局長 西村 熊雄

外務次官 井口 貞夫 殿

サンフランシスコ会議における議事の経過については、既に、「解説」又は「会議外における交渉」として報告した。ここには、この2つの報告において取り上げなかった全権団事務局の執務振について概略報告するとともに関係各員の業績について記録する。

1 事務局構成

事務局は、次のような構成をとった。

a 総務班

寺岡（在ニューヨーク在外事務所長）を班長とし、宇山（在サンフランシスコ在外事務所長）、有田（在ロスアンゼルス在外事務所員）、西堀（在サンフランシスコ在外事務所員）の4名と現地雇の2世10名（5名は庶務、5名タイピスト）が担当した。

総務班は、

(i) 設 営

(1)事務所設営、(2)宿舎設営、(3)自動車の借上及び配車、(4)運転手備入、(5)事務員備入、(6)全権の警護打合、(7)全権団出迎及び見送の打合、(8)毎日の告知版（ブリティン）の作成と配布等

(ii) 会議関係事務及び庶務

(1)会議事務局との一般的連絡、(2)文書取扱、(3)全権団員の世話その他の庶務を処理した。

b 条 約 班

西村（首席随員）を班長とし、藤崎（条約課長）、有田（在ロスアンゼルス在外事務所員）、勝又（本省和文タイピスト）の4名が担当した。

条約班は、

(i) 平和条約のワーキング・ペーパー並びに平和条約及び安全保障条約の日本文調印本書の作成

(ii) 日本全権の受諾演説の作成

(iii) 米国全権団、フィリピン全権団、インドネシア全権団、オーストラリア全権団、オランダ全権団、ノールウェー全権団等との折衝等に当った。

(420)

c 新 聞 班

武内（在ワシントン在外事務所長）を班長とし、島内（本省連絡局次長）、山中（在ニューヨーク在外事務所員）、山本（在ロスアンゼルス在外事務所員）の4名が担当し、曾野（本省課長）が応援した。

新聞班は、

(i) 外国新聞記者との接触

(ii) 日本新聞記者との接触

をうけもつた。

d 秘 書 班

松井（秘書官）を班長とし、林（在シアトル在外事務所員）、安斉（官邸勤務本省雇）、仲田（看護婦）が担当した。

秘書班は、

(i) 全権の各国全権団との接触

(ii) 全権の在留邦人との接触

(iii) 全権の内外新聞記者との接触

(iv) 全権の挨拶、放送等の起案

(v) 全権の儀礼関係事項一般

を処理した。

(j) 英 文 班

小畑（本省翻訳課）担当し、全権の受諾演説、前に誌したような全権の挨拶、放送、全権団のコンムニケ等の英文作成に当った。

f 会 計 班

杉浦（秘書官）を班長とし、本多（本省会計事務官）が担当した。

会計班は、全権団の会計経理を担当した。

これら6つの班は、首席随員（西村）が全権団の事務総長として統轄するとの建前をとった。

2 事務の実状

全権団事務局は、どの班も、その事務に、文字どおり、忙殺された。全員、全力をつくして、責任の遂行に当り、なおかつ、及ばぬ感があつた。これには、ふたつの原因が

(421)

ある。1つは、会議が9月4日ないし8日の5日間に参加国50に及ぶ平和条約の締結署名でう・大事業を、一気呵成に成就した上に、日米安全保障条約が会議最終日に署名公表されたこと。いま1つは、全権団と国会議員団が公式に会議に参列した外、その他の目的のため滞米中の国会議員の多数が会議を参観し、又、50名をこゆる新聞関係者が出席して、邦人参列者の総数がきわめて大きなものとなつたこと、である。

総務班は、この多数の邦人参列者の希望に応じ、毎日、幹旋に最善をつくした。しかし、これは、会議事務局（米）の取扱基準に束縛されることがが多く、必ずしもすべての人に、満足を与えられるとは限らない。国会議員と全権団事務局との間に立つて連絡幹旋の労をとられた麻生、塚原、福永諸代議士の存在が、総務班の心労を大いに軽減したことを記録しておかねばならない。

総務班は、会議が始まると、毎日の議事の要旨を邦文で綴り、ビュルティンとして配布した。これは、会議参列者から大いに感謝された。又、会議終了後、会議経過報告書を作成するに当つて（10日作成）、好箇の資料となつた。

条約班は、サンフランシスコ到着後、会議のワーキング・ペーパーとして日本文テキストを作成して会議事務局に提出した。

会議半ばになつて、ソ連邦をおとし、ロシア語をおとした調印本書を作成した。これは東京で作成した印刷の最後の4枚を持参した活字を使用して新たに印刷して作成した。もつとも、条約の末文と署名の部分は、英、仏、西、日の4語を同ページに印刷する必要上、活字印刷にすることができぬので、勝又（タイピスト）がした。

安全保障条約の調印本書は、機密保持上、サンフランシスコで勝又（タイピスト）がタイプした。東京で打合済の本文の外に、先方の要請で、前文の冒頭「日本国は、本日連合国との平和条約に署名した」の「本日」を落した本書も別に用意した。

これら調印本書の作成は、藤崎と米國務省条約主任ホーレー（同氏は署名式の際壇上にあつて各国全権の署名の世話をした）及び日本語係イーストレークとの間に協議の上なされ、この2人は、深夜ホテルで邦文の作成に立会つた。ホーレーは、わが全権団が、邦人タイプライターとタイピストを同行したことに対し衷心謝意を述べた。

総理の受諾演説の起草は、5日夜から着手した。東京で用意された演説案が、ふたつあつた。ひとつは、総理が箱根において練られた構想を基礎にしたもの。もひとつは、この案に対するシーボルト大使の勧告を考慮に入れて加筆したもの。前者は、出発前総

理において内奏せられ、又、閣議にも披露された。但し、これは、1つの腹案にすぎぬのであつて、現地で会議の空気等に接した上、確定案は作るべきものであると、指示されていた。

総理は、開会後随時会議の空気、各国代表との個別的会議、及び各国代表の意見陳述等から帰納して、受諾演説に加うべき点又は修正すべき点を随時指示された。白洲顧問や小畑君にも意見があつた。武内、寺岡、宇山諸君にも意見があつた。これらを、総理の指示されたラインのうちに調整するよう心がけつつ、5日夜から作業した。6日小畑君が、英文を草してくれた。この英文に総理の要請と上述の各種の意見を適当に織りこんだ1文書（英文と和文と混交したもの）を作成し、この文書を更に日本文に書き改めた。この日本文は、2部作成した。一部は、英文作成のため小畑君に渡すためであり、一部は、総理の批評を請うため郵紙に浄書したものである。この作業は、6日夜をてつして行つた。曾野と藤崎が手伝つた。7日午前2時半松井が浄書の4分の3を総理宿舎にとどけた。残部は7日午前7時半総理宿舎にとどけるをえた。7日午前4時すぎ、英文作成のための和文を小畑君に渡すことができた。同君は、早晩起床してこれを英文にかえしてくれた。総理は、既に、深夜とどけてあつた部分の点検を終了しておられて、7時半持参したもの、即刻加筆訂正していただいた。演説案の大綱は、動かなかつた。一応の演説案を得たので、うれしく思つた。総理の加筆訂正にそうて、小畑君の英文を訂正し、和文と英文のコピー作成にかかつた。7日午前11時頃米国代表部から総理演説案をみたいとの申出に接した。演説案がよくできていて、会議に対日好感をまきおこすようなものであるならば、総理の演説を、各国代表の意見陳述の後にやつてもらい、議場に対日好感のわいている裡にディスカッションを行つて、議事を終らせることにする。もし演説案が対内向にできていて、議場の空気を冷却させるようなものであるならば、各国代表の意見陳述の後にディスカッションを行い、各国代表の発言の機会が全くなつた後に、演説をしてもらいたいと考えているとのことであつた。幸い、英文コピーは、タイプができ上つていたので、それを松井は、米国代表部に持参した。ダレス代表の演説案に対する反応は、きわめて良好で文法上又は事実関係の修正数点に尽き、内容に関するものは中国に対する所言の中、中国不統一のため日本は従来迷惑をうけてきた云々の部分を簡単に「中国代表が国内統一のため、会議に代表をだし得なかつたことを遺憾とする」とした点だけだつた。そして、演説の最後に日本が国連の精神に

従つて平和愛好国とともに、平和、正義、進歩、自由のために挺身せんとするものであるとの趣旨を高調した部分を加えるよう勧告してきた。これで、受諾演説案は、ほぼ確定したが、じ後総理において慎重に修文され、それに応じて英文を整備し、同時に、巻紙浄書を併行して進めた。その間、全権、全権代理、顧問の参集を願つて、通読し批評を請うた。出席者は、みな、よくできていると言われ、苫米地全権のみが日本の太平洋戦争に対する陳謝の意がでていない、加うべきであるとの意見を述べた（演説案は、軽くそれにふれている。苫米地全権は、説明を聞いて了解された）。総理は、なお、推敲を重ねられた。午後になる。議場における各国代表の意見陳述の進行すこぶる順調で、午後の会議は早く終了しそうな気配がある。米国代表部から、総理の演説は、午後の会議の最後をお願いするとの連絡に接する。がぜん緊張して、浄書のピッチをあげるけれども、長文の演説案を大文字で巻紙に書くこと故意外に手間どる。総動員して浄書に当らす一松井、寺岡、宇山、曾野、藤崎、杉浦、西堀、有田、二世のお嬢さんも繰りだす。6時までには完成し得ぬこと明白になったので、松井は、夜の会議の冒頭に移されるよう依頼するため、会議事務局へ電話するけれども通ぜず、一同気をむ最中に、先方から「夜8時に演説をお願いすることに変更」の電話がかかつてきて、一同歓声をあげ、その旨を総理に伝えた。2時間の余裕をえたので一同ホットしたもの、束の間。8時に近づけど、浄書容易にできあがらず。8時になつて8階に降り浄書の現場をみれば、ようやく書きおえて、原稿にくらべつつ、各人分担して書いた巻紙をつなぎ合しているところ。いそぐので、つなぎ目がはずれることがある。ようやく60呎に及ぶ演説草稿の巻物を手にして自動車にのつて、既に議場に赴かれた総理の後を追う。車中、松井いわく、「もし、綴りちがえがあつたらどうしましょう。」急に不安になったが、いたし方なし。運を天に任かす。アチソン議長に招かれて演壇にのぼられた総理がうやうやしく演説をはじめられて、やつと、安堵し、そして、最後の一句が終つて、綴りちがえのないこともはつきりしてから、真に救われたような感じであつた。関係全員が同じ気持ちであつたにちがいない。

総理が、日本語で演説されることに決定されたのは、7日午後、草稿の浄書中であつた。米代表部は、国際社会復帰の第一声たる平和条約受諾演説を、日本語でやること、大国日本のディグニティのため望ましいとの意向をもらし、日本語の場合にはあらゆる便宜を与える用意があるといつてくれたので、英語通訳には島内を当らせ、総理の演説と通訳との歩調がそろよう寺岡が島内の傍に立つて調節をはかることにした。島

内の通訳は、きわめて好評であつた。このことは、特に記録しておきたい。（国務省では、日本語通訳のためイーストレークを養成してあつたので、同人を使つてくれるよう、ゾールヘーレン（福岡駐在副領事で、会議中、サンフランシスコにあつて、日本全権団の世話をしてくれた）から訴えられたけれども、寺岡、宇山は、すでに手配済みだからとして、謝絶した経緯があつた。）

7日夜の会議終了（10時45分）後米国代表部から安全保障条約の署名は翌8日午後取り行われる心算でいてもらいたいとの連絡をうけ、8日午前平和条約調印式が終了した後会場で安全保障条約の署名が午後5時に行われるとの通知をうけ、席上総理とアチソン長官の間にかわされる挨拶を至急照合したいとの申入れをうけてから、実際署名式を終えるまでの4、5時間の間の小畑、松井及び条約班のあわただしさもまた、前述の総理受諾演説案の場合に似たものがあつた。

これらの事情を比較的詳細に記録したのは、条約班のためでなく桑港会議を通ずる全権団事務局全体のあわただしさとその間に発揮された各班の「あい寄りあい助ける」精神を誌しておくためである。

新聞班は、華府在外事務所長武内を首とし、全権団一行に先んじて渡米した島内がロスの山本、ニューヨークの山中とともにこれに当り、会議開会前から各国新聞記者との応待に当つた。会議が対日平和条約を目的とするのであるから、日本全権団は新聞の注意を集中し、おのずと、新聞班の負担は重くなつた。条約調印終了後全権団宿舎マークホプキンスホテルで新聞関係者のティー・パーティを催し、総理の出席を得たが、これで世界各国新聞記者の日本の「首席全権」に対する興味は充たされたようであつた。

会計班は、会議後半期にいきり、とくに会議終了とともに日本全権団が直ちに帰国するとの指示があつてから、不眠不休で帰国の用意を整え会計経理を処理し、全権団一行が桑港を出発するに際してその辺のことは一向気にしないで、出発するを得しめた。

会計処理に関連し議員団における予算の不足を全権団予算から補助する問題があつたが、これについては池田全権（大蔵大臣）の指示をまつて会計班で処置した。きわめて円滑に取り行へた。

会計班は、全権団帰国後直ちに会計報告を作成し、短日時の間に会計検査院の手続を完了し、臨時資金前渡官吏（事務総長として西村）の責任が解除されたことを付記しておきたい。

3 各員についての考査

最後に、上述のような工合に、執務した全権団事務局構成員の各々について、その働きぶりを評価し考査し、採点を記録することをしなければならない。この対象をなす人員は、次のとおりである。

	内閣総理大臣秘書官	松 井 明
随員	外務大臣秘書官	杉 浦 徳
同	外務事務官	西 村 熊 雄
同	同	小 畑 薫 良
同	同	曾 野 明
同	同	藤 崎 万 里
同	同	島 内 敏 郎
同	同	武 内 龍 次
同	同	寺 岡 洪 平
同	同	宇 山 厚
全権委員事務補佐のため桑港出張	同	山 中 俊 夫
同	同	西 堀 正 弘 (桑港)
同	同	有 田 圭 輔
同	同	林 知 彦
同	同	本 多 明
同	同	山 本 利 忠
同	同	勝 又 ふく江
同	外務省雇	安 齊 正 助

考査

上記の各員は、サンフランシスコ会議において良く働いた。私心を加えず、ひたすら、日本全権の会議における使命達成に対し事務当局として遺漏なからしめんがため、全力をつくした。このことを、先ず記録したい。そして、これらの人々について、将来何らかの名目で考査講評が行われる場合には、各人のサンフランシスコ会議派遣は、これを「功」と査定されんことを望む。「罪」と査定されることの絶対になかるべきを期待する。

9月10日夜マーク・ホブスキンスで、総理は、会議に派遣された外務省職員及び在サンフランシスコ在外事務所員一同を晚餐に招待して労をねぎらわれた。席上総理は、

(426)

「今回外務省の若い諸君は、みなよくやつてくれた」と言明された上、将来に対する訓話があつたことを、ここに、一同のために、記録にとどめておきたい。

2. 上記の一般的評定の上に、

松 井
小 幡
藤 崎
島 内

の四君の功を特に録し、

宇 山

の会議前、中、後の労を多とする。

3 この機会に、対日平和条約問題の発端から完成まで、一昭和25年9月ないし昭和26年9月の間、対米接衝の事務担当者として、西村は、

安 藤 吉 光
高 橋 通 敏
後 宮 虎 郎
藤 崎 万 里

4名から不断の助言と協力を得たことを、ここに録し、他日外務省において、何かのため、これらの諸君について考査をなす場合に、上述の事実を「功」として考慮に加えられることを望む。 以 上

付録 67 1951年9月18日の「サン・フランシスコ会議における条約関係事務」

サン・フランシスコ会議における条約関係事務

条 約 局 条 約 課

条約文作成等の技術上の問題について、会議事務局(国務省リーガル・アドヴァイザーのスタッフのフォーレイ氏及びラングェジ・サーヴィスのイーストレイク氏)との打合せの経緯等を事項別に記述する。

第1. 平和条約関係

1. ワーキング・ペイパー

(1) さきにワーキング・ペイパー用としてDSに提出した日本文では、条約第23条

(427)

の「ここに、次の諸国のうち、この条約に署名する国の名が掲げられる」との趣旨の括弧書きと、末文の「ロシア語」とある次の「ソヴィエト連邦が署名する場合には」とある括弧書きが落してあつた。議定書の末文も同様である。先方から、英文と正確に同じ日本語のワーキング・ペーパーを作りたいということで、これを挿入した。（これは、ソ連等が署名しない場合にこの部分が改めらることを条約案の修正なりとして言掛りをつけられることをおもんばかつてのことかと思われる。）

(2) 宣言（多数国間条約）の2の(8)の海上人命安全条約の6月19日は、6月10日と改めた。これは、先方のミスである。

(3) 第26条の「連合共同宣言に署名し若しくは加入しており、且つ、日本国に対して戦争状態にある国」の句点は、二つとも削除した。。連合共同宣言に署名又は加入しているとの条件は、「以前に第23条に列記する国の領域の一部をなしていた国」にかからないということであつたからである。

(4) 本省から条約第13条(c)「この条約の条項に従つて」を「同条約の条項に従つて」とできたら改めるよう訓電あり、その通り修正した。

2. 本 書

前記1のワーキング・ペーパーの修正のうち、(1)については、条約第23条並びに条約及び議定書の末文に、ソ連が署名しないことに伴う修正を行つた。

(2)ないし(4)の修正は、本書においても同様修正した。

なお、条約及び議定書の本書においては、末文は各国語の本文と切りはなして、署名欄の前の頁に一纏めに入れることになつた。宣言の場合も、「1951年9月8日、サン・フランシスコ市で作成した」との一文を同様末尾の頁に各国語で入れた。日本語は、いずれも、最下欄にタイプで縦書で入れた。

3. 署 名

署名欄の各国名のところに日本語も入れた。

日本の全権委員は、平和条約と議定書には、ローマ字で署名し、宣言には、漢字で署名した。シールは、用いられなかつた。

4. 全権委任状

各国代表の全権委任状は、米国の慣例により、返されなかつた。

第2、安全保障条約関係

(428)

1、本 文

会議中に、先方から、前文冒頭の「日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。」の「本日」を落したのも用意されたいと申し越した。これは、結局使用されなかつた。

2、末 文

先方は、英文と日本語を1冊に綴じ（都合2冊になる）、真中で双方の末文が向い合うようにし、この署名の頁は、両方のテキストに共通のものとして、両国の全権がそれぞれの国語のテキストの側に一度だけ署名すれば足ることになろうということであつた。そして、両方のテキストを完全に照証させるために、英文の方には「アメリカ合衆国のために」と日本語で入れ、日本語の方にも For Japan と英文で入れたいということであつた。しかし、それでは、不体裁になるので、当方でただちに応諾しなかつたところ、その後先方から、両方の頁に両国の全権がそれぞれ署名することになろうといつてきて、その通りに決つた。（結局4度署名することになる）

3、署 名

吉田全権委員は、英文の方には、ローマ字で、日本語の方には、漢字で署名した。

4、全権委任状

全権委任状は、先方の慣例により、交換した。

5、交換公文

原案では、第2項冒頭の「われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起りました。これに対して、国際連合及びその加盟国は、防止行動をとつています。」とあつたが、「防止行動」の「防止」が削除された。

来簡は、内閣総理大臣吉田茂あてになつているが、返簡は、内閣総理大臣兼外務大臣発にした。

返簡のテキストは英文である。

3、そ の 他

1. 各国全権委員の氏名の発音は、本書の写真版を送付する際通知してくれることになつている。

2. 会議の文書は、正式のものを20部外務省あて送付してくれるよう申込んである。

(429)

付録 68 1951 年 9 月 19 日の「サン・フランシスコ会議にたいする全権団の構成等について」

サン・フランシスコ会議に対する全権団の構成等について

26.9.19 藤 崎

今回のサン・フランシスコ会議は、会議全体の性格からいつても、日本の役割からいつても、特異のものであつたから、前例としての意味は少いかも知れない。また、とにかく大過なく終つたわけであるし、多少ごたごたすることは、いつの場合でも避け難いことかも知れない。しかし、後で考えると、事務的にはもつと合理的なやり方があつたような気がするので、気付の点を書き止めておく。

1. 第 1 に、事務職員の不足であるが、特に会議係の人手不足を痛感した。最少限次の 2 名の人員が加えられる必要があつた。
 - (1) 会議の状況を配布される資料によつてたんねんにフォローする者 1 名。これを担当する者は、むしろ会議にも出席しないで、すべての資料に目を通し、レジュメを作成することだけに専心した方がよい。
 - (2) 条約の本書の作成に専従する者 1 名。今回の会議の際ですら、ワーキング・ペーパーと本書の作成は、相当雑雑であつたが、会議において多くの修正が何度にも分かれて出てくる場合には、正確なテキストを作ることだけに専心する者が絶対に必要である。
2. 事務の分担を明確にし、そしてもつとこれを実行する必要があつた。これは、人手が足りないというべくしてなかなか行われ難いことであるが、だからといって、はつきりしないと、ますます手落ができたり能率があがらなくなつたりする。本省で作成された事務分掌案は、必ずしもその通りには実行されなかつた。事務の分担は、会議の前から一緒にやつていたチームによることができたなら、それが一番よい。
3. 全権団のトップ・ヘヴィな構成によつて、事務当局にプレッシャーが加重された点は、いなめない。しかも、全権団以外にも面倒を見られることを期待している向が多かつた。

なお、現地の臨時雇は、きわめて限られた仕事しかできないことは、いうまでもない。

(430)

4. ホテルの室は、事務室に不向であつた。小部屋にわかれているために、誰がどこにいるかわからず、つい連絡洩れになつたりすることが多かつた。所在をはつきりさせておくようにすればよいわけだが、それも実際には行われ難い。

付録 69 1951 年 9 月 14 日の「対日講和会議事務局総務班執務報告」

在サンフランシスコ 宇山 厚

対日講和会議事務局総務班執務報告

総務班長寺岡所長の指示に基き、今次会議に当り 設営其他について執つた措置に関し、概略左に報告する。

この報告は主として 将来の国際会議に対する 準備をなす場合の 参考資料とするために、求められたものと了解するところ、諸般の措置の効果を判断するためには、経理面からも検討する必要があると思われるが、此の点については、小生の手許では資料がないから、本報告には省略する。

1. 概 言

(1) 本省に対する会議議事の進行状況の報告

当初総務班としては、会議議事の進行状況を本省に逐次報告することが必要であると考えていた。しかし、これを担当すべき事務官が余りに少数であつたため、また終始雑多な事務に追われていたため、これをなし得なかつたのは、遺憾であつた。

将来の場合には、本省より、如何なる報告を必要とするか等について指示せられることも、かかる場合小生の執務を助けることになると思う。

(2) 事務局の構成

例えば総務班は寺岡、宇山、有田、西堀の 4 名と、二世 10 名（内 5 名庶務、5 名タイピスト）によつて構成された。これは一見十分の人員を有したように思われる。しかし実際には、これら 10 名の現地雇は、夫々十分詮衡の結果採用され、個人としては相当有能な人々であつたが、タイピストの場合は兎も角、要するに臨時に集めた学生達であつたため、平素一定の執務方針の下に訓練されているわけではないから、細事に到るまで指示を要し、また指示の執行に当つても見当違いや重複

(431)

が多く、従つて全体の能率が十分高いとはいひ得なかつた。官補、官補書記生級の事務官が2、3名おれば、能率はよほど上つたと思われる。（ワシントン会議の際当時の若年の雇だつた木村勇祐氏が大変総務関係の能率をあげるのに役立つたという話を想い出す次第である。）

殊に今次の会議では、日本国会議員5、60名及び新聞放送等報道関係者6、70名の外、旅行者も多く、会議場入場券の配布等にも多大の手間をとられ、また事務局本来の事務以外に、知人の宿舎に対する照会のようなことにまで繁忙な事務官が煩わされた。勿論これは総務班としては喜んで果すべき事務の一部ではあつたが、将来の会議の際には、このような負担は軽減されると思われる。

(3) 事務内容につき項目をあげると左の通。

(イ)(1) 事務所設営（電話架設、机、戸棚、キャビネット、文房具、タイプライター、複写機、ラヂオ、テレビジョンセット等の調達其他）

(2) 宿舎設営（ホテル及び主席全権特別宿舎）

(3) 部屋の割当（事務室部分の能率を上げること、宿泊部分の静粛を保つこと、特別食堂等に留意した。）

(4) 自動車の借上げ及び配車

(5) 運転手の雇入

(6) 事務員の雇入

(7) 全権に対する警護についての打合

（殊に主席全権の日程につきその到着より出発に到るまで詳細な打合せを必要とした。）

(8) 日本全権団の出迎見送に関する打合

(9) プリティンの作成、配布

(ロ)(1) 会議事務局との連絡

(2) 議場における日本全権団との連絡

(3) 各国全権団との連絡

(4) 儀礼的会合に関する打合及び招待状の配布

(5) 会議場入場券の配布

(6) 会議事務局刊行物の配布

（432）

(7) 日本全権の演説原稿の日英両文の清書

(8) 右の発表コピーの作成

(9) 各国全権の演説等の翻訳、印刷、配布、

(10) 会議関係記事の切抜、整理

(11) 諸種刊行物の購入

(12) 外務本省との間の電信事務

(13) 其他諸種のタイプイング、印刷物の作成

(14) 各種照会に対する応待

(15) 全権団員買物の斡旋

右諸項目の内、将来斯かる機会に特に参考となるとと思われる点に就いて詳述すれば、左の通り。

1. 事務所並びに宿舎の設営

日本全権団の宿舎マーク・ホプキンス・ホテルの総支配人ジョージ・スミス氏は同ホテルが日本全権団の宿舎としての選定をうけることを非常に希望し、国務省に対してかなり運動したと伝えられただけに、同ホテルとしては我方に対し凡ゆる便宜を提供すべく努力したものと見受けられた。しかし何分にも多人数が一時には入宿し而も直ちに事務を開始したので、種々の混雑が生じた。

イ 予 約

今回の講和会議に際し、国務省は各国全権団の宿舎確保のため、サンフランシスコが会議開催地と決定したと同時に、当市に於ける主なホテルに対し、一斉に会議予定日の数日前より、夫等ホテルの大部分の室を一括予約し、同期間の予約は国務省を通じなければなし得ないこととした。従つて日本全権団の宿舎マーク・ホプキンス、及びキャンタベリー・ホテルの予約は凡て国務省担当官ヒューズ氏を通じて行われた。

併し、右国務省の手配にも拘らず、旅行季節と合致した関係上、ホテル予約は相当前より確定的な到着日時を通知し、且、保証予約《ギャランティード・レザヴェイションと称し、予め一定時間（ホテルにより異なる）前に断らない限り、宿泊の如何を問わず宿泊料支払を要する》としなければ部屋の確保が困難であつた。今回の日本全権団の正確な到着日時が極めて後れたにも拘ら

（433）

ず、訓令通りの予約が出来たのは、1に前記ミス氏の協力によるものであつた。

通例ホテルの引払い時間は午後2時乃至3時（マーク・ホプキンスは3時）と規定されている。しかるに日本全権団の到着が午前中であつた。部屋の準備が到着迄に間に合うか否か極めて危惧せられた。実際には全権団のホテル到着が正午近くとなつたことも手助つて順調に運んだ。唯、2、3の部屋について後述の通りトウィンベッド、ダブル・ベッドの取替え等当方の特例的な要求に従う暇がなかつただけであつた。

今後全権団の如く多人数の宿泊予約の場合には、十分の余裕を以て正確な到着日時を通知する必要がある。また、一行が午前中、或は、引払い時刻の前後に到着の可能性ある場合は、前日よりの予約としてこれを支払う用意がなければ、実際問題としてホテル側に対し確実な予約を要求し得ないことが判つた。日本全権団の出発当日、偶々或る団体の大会で当市に來訪した数10名の者がマーク・ホプキンス・ホテルに宿泊の予定であつたが、日本全権団の引揚げ後その宿泊使用していた部屋を準備する間、彼等は同ホテル、ロビーで数時間待たされ、全権団出発の際の混雑を倍加した事実を見ても右は明らかであつた。

ロ 階 層

当初、所要部屋数の予約を行う際、機密保持、事務の便宜等の見地より、或る一フロアーを全部と残余一部を他のフロアーに借りる積りであつたが、米國に於て一応名の通つたホテルは何れも永住者を有し、而も之等の人士は大抵スイート等上等の部屋を借りて居り、マーク・ホプキンスに於ても各階に例外なく斯かる永住者が部屋を有して居たので、その数の最も少い9階を選定し茲に全権団事務所及び大部分の団員の宿泊のための予約をした。尤も、斯かる永住者はホテル側の言によれば平均其の約2割が実際に住んで居るに過ぎない由で、今回の会議期間中も彼等の為に不便支障を感じずる様なことは全然無かつた。

ハ 部 屋 割

ホテルの部屋割は訓令に基き、3室スイートを総務班用の事務室とし、内1室をプライベートとして外来者の出入を禁じ、1室を庶務関係事務室、他の1室をダイビスト室とした。他に2室を弘報関係の事務所と庶務室に宛て新

聞発表を行う他、AP・UPのテレタイプ受信に用いた。更に一般來客のため1室を応接室として使用した他、秘密会議室用として右とは全然離れた5階に1室を設けた。

各人の部屋割は、訓令に基き、総理用スイート、他の全権委員、全権代理、顧問等を1室1人宛とし、随員以下は少数例外を除き原則として1部屋2人宛としたが、全権到着後、本人の希望により、秘書官と同室とした全権もあり、結局、別表乃至別図の通りの部屋割となつた。

本省よりはダブル・ルーム何室、シングル・ルーム何室予約との訓令があり、又、本省より國務省への依頼には全権にダブル・ルームを宛て、これより1寝台を取り出すことにしてあつた由であるが、マーク・ホプキンス・ホテルに於ては、ダブル・ルーム、シングル・ルーム共部屋の大きさに差異なく、反つてシングルにはダブル・ベッド1個、ダブル・ルームにはトウィン・ベッド2個が入れてある為、ダブル・ルームに小型ベッド1個残すとすれば反つて所期の目的に副わぬ恐れがあつた。今回の経験よりすれば、今後は本省より予め、宿泊人名及び大体の部屋の標準を指示し、他は先発の者をして現地の、更に又、当該ホテルの、実状に則した部屋割を考慮せしめることが最も適切ではないかと考えられる。

ニ．特別食堂の設置其の他

全権団の中に外国生活に馴れて居ない者が相当数に上つたので、之等の方々の便宜を図るため、9階の2室を特別食堂とし、1を全権、顧問用、他を事務スタッフ用とし、2名の日本人留学生をして食事の注文・給仕への謝礼等に関する助言及び世話をせしめた処、極めて好評であつたので、食事の世話許りでなく、洗濯物等の世話をもせしめることとした。

ホ、電 話 施 設

ホテルの各室にはホテルの交換台を通ずる電話が各1個づつ設備せられて居たが、之だけでは事務用として不充分であつたので、外線3本のキー・システム（外部に発表する番号は1個のみであるが、第1線が通話中のときは自動的に第2線にスライドし、第1、第2とも通話中のときは第3線にスライドする。且つ、事務所内部の各電話器間の通話も自由である）の施設をなし、外線は3

本であるが受話器は4個とし、2個を総務班庶務関係室に、1個を総務班のプライベート室に、1個をタイピスト室に、残り1個を広報関係事務室に備付けた。このキー・システム以外に、普通の外線2本を取り入れ、1本は総務班プライベート室に通じ、その番号を秘密として、専ら総理宿泊のスコット邸との連絡に用いることとし、他の1本は専ら弘報関係用とし、これには2個の電話器を備え付け、1個を弘報事務室へ、他の1個を夜間の呼出しに應ずるため隣室の松井、島内両随員の寝室に備え付けた。

今回の経験では、総務班庶務室にキー・システム2本とホテルの交換台を通ずる線1本だけを入れたことは完全に失敗であつて、少くもキー・システム外線3本全部をこの部屋に備え付けるべきであつた。

ヘ 電 信 施 設

今回は本省その他との間の電信往復の余り多くないことが予想せられたので、特に電信室を設けることなく、山本事務官の寝室にRCA及びマッケイ両電信会社と直通のテレタイプを夫々1個宛備付けた。何れか一方の会社のみで十分と考えられたが、両電信会社に平等の機会を与えるために、発受信の多いことを期待しない諒解の下に、両社に施設せしめた。結果的にはテレタイプ施設の必要があつたか否か極めて疑問である。事実、全権団と東京及びその他との電報中特に受信については桑港在外事務所のテレタイプを使用したものが多かった。

2. 乗用自動車の借入れ

全権団用の自動車借上げは、本省の訓令に基き、総理用としてキャディラック1台（黒塗り、7人乗りリムジン型、新車）及び、シェヴォレー、フォード、プリマス等大衆車15台を借入れた。キャディラックは9月1日より11日迄、他の15台は8月31日より9月10日迄使用し、11日の全権団出発の際は総理用キャディラックの他は後述のリムジン・サービスによつた。右16台の他に、サンフランシスコ市民歓迎委員会の斡旋により米陸海軍が2台の乗用車を各国全権用に提供したので、之は専ら事務連絡用に使用した。

借上げ乗用車の乗車区分は訓令通り、全権委員は秘書官と共に各自1台、全権代理以下は1台につき2名乃至3名宛とした。尤も、車数の関係上右配車区分に

(436)

よつて各人に専属せしめることが出来なかつたので、全権団の一斉行動を要する時以外は、配車係をして適宜融通配車せしめて事務連絡用及び全権団員の利用に应ぜしめた。尚、運転手が相当数に上つたので、ガレーヂの控室（日本と異り、車に比し職業運転手の数が極めて少いので、通例ガレーヂには運転手室の如きものがない）では収容出来なかつたので、ホテルの或るべく地階に近いフロアーに1室（217号室）運転手の溜りを借入れ使用した。

今回の如き場合の乗用自動車の借上げの方法としては、英国其の他の全権団が採用して居た如く、運転手付きの高級車を時間決めて借入れる所謂リムジン・サービスが最も適当して居り、外観もよく、又、極めて経済的であるが、斯かるリムジン・サービスは何れも高級車のみに限られ又、運転手は全然日本語を解しないので、今回の日本全権団の如く大衆車を使用し、而も、運転手が一通りの日本語を話すことが望まれる場合には、所謂ユー・ドライブと称し、自動車のみを借入れる方法により運転手は別個に当方で探さざるを得なかつた。然し、日本語を一応理解し而も身元の確実なものを10数日の短時日雇傭することは甚だ困難であつたが、幸い二世の協力を得て、全権到着の前日には何とか所要数を雇傭することに成功した。今回は高級車を避けるべき特殊の事情があつたのであろうが、結局に於ては高級車をリムジン・サービスで借りるよりも不経済な方法で低級車を借上げることとなつた訳である。尤も、二世の好意的協力により短期間の就職であるにも拘らず1日8時間16弗、超過勤務も等しく1時間2弗という極めてリーズナブルな給料を以て運転手を雇傭し得たことは非常な幸運であつた。併し、今後は斯かる場合、言語の問題は他の解決方法によることにし、出来得る限り他の全権団の如くリムジン・サービスを使用する方が、外観はもとより、凡ゆる点に於て便宜且つ能率的であり遙かに望ましいことと考えられる。

3. 事務補助員の現地雇傭

現地雇傭補助員は当初訓令に従い、庶務関係7名、雑用1名、タイピスト5名を傭入れたが、何分にも役所の事務には不馴れであり、清書印刷の如き事務は桑港在外事務所に大いに依存した。また補助し得る仕事の性質は極めて限られたものであるので、仮りに多少の増員をしたとしても現地雇傭者に依存する限り、事務の大部分が事務官の負担となることは変らなかつたと思われる。

(437)

今回は事務スタッフの過少な全権団の構成となつた事情もあり、特に其の必要が感ぜられたことと思われるが、今後は斯かる場合庶務関係の事務処理に馴れた三級事務官を相当数出張せしめることが必要であつて、この三級事務官の言語並びに現地事情に関する補佐の目的に現地雇傭者を使用することが適當であると思われた。

今回雇傭の庶務関係補助者7名は、1名を文書の整理、発受記録等の補助、2名を新聞切抜き、1名を回覧持廻り、2名を写字生、1名を配車係りとして使用したが、到底事務を捌き切れなかつたので、在外事務所の補助員及び現地雇傭者の援助を屢次要求せざるを得なかつた。尚、此の他、全権到着後、一部全権及び顧問の為に2名の雑用係りを傭入れた。

4. 会 計

米国に於ては、信用経済が極度に発達して居て、物品販売会社及びサービス提供会社等の経理事務が其の様に組織されている結果、物品乃至サービスの購入と同時に現金支払方を申し入れても、之に応じ得ない場合がある。例えば電話会社の如き、特にIBMを使用してある向は一定の決算期日にならなければ請求書を作成し得ない状況である。曩に当地を於て開かれた世界貿易展覧会及びシアトルに於ける日本貿易博覧会の場合に於ても、一切の支払完了までには閉会后相当期間を必要とし、会計担当の者が最後まで残留せざるを得なかつた。斯かる事情であるから、今後は、会計担当官を一行の出発後少くも10日間は残留せしめて残務整理を行わしめる必要があるものと考えられる。

5. 毛筆清書者の傭入れ

本省より、毛筆による清書者を準備し置くべき旨の訓令を受けたので、諸方面に連絡し之を物色したが仲々見当らず、結局、曾て書道教授を業としていた一世に依頼することとした。然るに実際に書かせた処、最近筆書することが少い由で、その筆蹟が余りに見難かつたので、1回依頼しただけで、後は数名の事務官が悪筆を揮う次第となつた。海外に於て毛筆の實際的効用が全く無くなつた現在、米国西海岸の如く多数の日系人の居る処ですら、右の状況であるから、今後、毛筆清書の必要ある場合は、日本より適任者を派遣しなければならないと考える。

参 考 資 料